

令和5（2023）年度 入学者用

履修の手引

鳴門教育大学
大学院学校教育研究科
専門職学位課程

Naruto
University of Education

令和 5 (2023)年度 大学院学校教育研究科（専門職学位課程）学年暦

学 期	行 事 等	備 考
前 期 4 月 1 日(土) 9 月 30 日(土)	4 月 1 日(土)～4 月 5 日(水) 春期休業 4 月 6 日(木) 入学式 4 月 6 日(木)～4 月 7 日(金) 新入生オリエンテーション 4 月 10 日(月)～6 月 7 日(水) 前期前半授業期間 6 月 8 日(木)～8 月 3 日(土) 前期後半授業期間 8 月 4 日(金)～8 月 27 日(日) 夏期休業 実習期間（1 年次生） ●特別支援フィールドワーク 4 月～2 月 毎週月・水曜日 午後 他 ●教育課題フィールドワーク（現職） 8 月 28 日(月)～9 月 15 日(金)のうち各実習校ごとに定められた 2 週間 実習期間（2 年次生） ●総合インターンシップⅠ（学卒） ●総合特別インターンシップⅠ（学卒） 4 月～5 月（※特別支援は、5 月から） ●教科教育課題フィールドワークⅠ（学卒） 4 月～6 月 ●教科教育実践フィールドワーク（現職） ●学校課題フィールドワーク（現職） 4 月～10 月 ●総合インターンシップⅡ（学卒） ●総合特別インターンシップⅡ（学卒） 8 月下旬～11 月（※特別支援は、12 月まで）	4 月 21 日(金)「履修登録」締切 ※前期後半履修登録変更期間： 6 月 8 日(木)～6 月 14 日(水) ※5 月 8 日(月)は、木曜日の授業を実施する ※5 月 16 日(火)は、金曜日の授業を実施する ※7 月 13 日(木)は、月曜日の授業を実施する
後 期 10 月 1 日(日) 3 月 31 日(日)	10 月 1 日(日) 創立記念日 10 月 2 日(月)～11 月 30 日(木) 後期前半授業期間 11 月 13 日(月) 防災訓練 11 月 17 日(金)～11 月 19 日(日) 大学祭 12 月 1 日(金)～2 月 19 日(月) 後期後半授業期間 12 月 18 日(月)～12 月 27 日(水) 授業予備日 12 月 28 日(木)～1 月 3 日(水) 冬期休業 2 月 4 日(日) 学修成果発表会 3 月 1 日(金)～3 月 31 日(日) 学年末休業 3 月 18 日(月) 学位記授与式 実習期間（1 年次生） ●教科教育フィールドワーク A（学卒） ●教育総合フィールドワーク A（学卒） ●基礎インターンシップ（学卒） 10 月 30 日(月)～11 月 24 日(金)のうち各実習ごとに定められた期間 ※本期間は、一部授業を除いて、原則専門職学位課程の授業は休講 実習期間（2 年次生） ●教科教育課題フィールドワークⅡ（学卒） 10 月～11 月	10 月 6 日(金)「履修登録」締切 ※後期後半履修登録変更期間： 12 月 1 日(金)～12 月 7 日(木) 11 月 30 日(木) 第 2 年次学生(長期履修 3 年次) 「最終成果報告書題目」報告締切 ※1 月 11 日(木)は、月曜日の授業を実施する ※1 月 26 日(金)は、火曜日の授業を実施する 1 月 19 日(金) 第 2 年次学生(長期履修 3 年次) 「最終成果報告書」提出締切

(注 1) 定期試験期間は設けず、適宜実施する。

(注 2) 下記の実施日が授業日にあたるときは、当該授業日は原則として休講する。

① 入学者選抜試験の当日

② 大学祭

(注 3) 授業が休講の場合は、補講を行い授業回数を確保することとし、補講日時については特定の期間を設けず、適宜実施することとする。

(注 4) 授業予備日は、授業期間外であるが、必要に応じて、授業を実施する場合がある。

目 次

第1 教育理念・目標

1 鳴門教育大学創設の趣旨・目的	1
2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）カリキュラム・ポリシー	1
3 鳴門教育大学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）ディプロマ・ポリシー	2
4 大学院学校教育研究科（専門職学位課程）の各コース（分野）の目的	2

第2 大学院学校教育研究科（専門職学位課程）における教育方法，課程の修了の要件，学位の授与

1 教育方法	5
2 授 業	5
(1) 学期（授業期間）	5
(2) 授業の方法	5
(3) 各授業科目の単位	5
(4) 授業時間	6
3 専門職学位課程の修了の要件	6
(1) 単位の授与	6
(2) 成績評価及び試験	6
(3) 専門職学位課程の修了の要件	7
(4) 学修成果の総括的評価等	7
(5) 在学年限	7
4 学位の授与	8
5 学校教員養成プログラム	8
6 教職大学院遠隔教育プログラム	8
7 学校教育研究科認定プログラム	8

第3 授業科目，履修方法等

1 授業科目の区分と内容	9
2 授業科目の区分別の単位	9
3 開設授業科目，単位数，履修方法等	10
4 履修登録	17
5 他大学との単位互換制度	17
6 学部授業科目の履修について	18
7 教職大学院遠隔教育プログラムの履修について	18
8 学校教育研究科認定プログラムの履修について	20
9 履修上の一般的留意事項	22

第4 教育職員免許状の所要資格の取得方法

1 専修免許状の所要資格の取得方法について	23
(1) 本学大学院で所要資格が得られる専修免許状の種類	23
(2) 専修免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数	23

(3) 専修免許状の分野の記載	23
表1 (所要資格が得られる専修免許状)	23
表2 (専修免許状の基礎資格及び最低修得単位数)	24
表3 (免許対応科目)	24
2 教育職員検定による場合の最低修得単位数	31
表4-1 (幼稚園教諭専修免許状)	31
表4-2 (小学校教諭専修免許状)	31
表4-3 (中学校教諭専修免許状)	31
表4-4 (高等学校教諭専修免許状)	31
表4-5 (特別支援学校教諭専修免許状)	32
表4-6 (養護教諭専修免許状)	32
3 二種免許状所有者が一種免許状を取得する場合の単位の修得方法について	32
4 参考資料	33
教育職員免許法 (抄)	33

第5 教育職員免許状以外の資格取得

1 学校図書館司書教諭	43
-------------	----

第6 学内諸規則

1 国立大学法人鳴門教育大学学則	45
2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程	59
3 鳴門教育大学学位規程	66
4 鳴門教育大学学位授与の手續に関する細則	70
5 鳴門教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生規則	74
6 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラムに関する取扱要項	90
7 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラム受講における プログラム種別の変更に関する申合せ	96
8 鳴門教育大学大学院学校教育研究科教職大学院遠隔教育プログラムに関する 取扱要項	98
9 鳴門教育大学大学院学校教育研究科認定プログラムに関する取扱要項	99
10 学校教員養成プログラム及び資格取得プログラム受講者の学部において開設する 教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目の履修に関する細則	104
11 大学院学生の教育実習履修に関する細則	106
12 鳴門教育大学入学者の既修得単位の取扱いに関する規程	107
13 鳴門教育大学大学院成績評価のガイドライン	112
14 成績評価の異議申立てに関する申合せ	113
15 鳴門教育大学大学院学校教育研究科における学部の授業科目の履修に関する内規	116
16 気象警報等発令時及び交通機関の不通時の授業休講について	118

第1 教育理念・目標

- 1 鳴門教育大学創設の趣旨・目的
- 2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）
カリキュラム・ポリシー
- 3 鳴門教育大学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）
ディプロマ・ポリシー
- 4 大学院学校教育研究科（専門職学位課程）の各コース（分野）の目的

第1 教育理念・目標

1 鳴門教育大学創設の趣旨・目的

教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた豊かな教養、教育の理念と方法及び人間性に対する多面的な深い理解並びに教科・領域に関する専門的学力、優れた教育技術など、専門職としての高度の資質能力が強く求められている。

本学は、このような社会的要請に基づき、主として現職教員に高度の研究・研鑽の機会を確保する大学院と、初等教育教員及び中学校教員の養成を行う学部をもち、学校教育に関する理論的、実践的な教育研究を進める「教員のための大学」及び学校教育の推進に寄与する「開かれた大学」として昭和56年10月1日に創設された新しい構想の国立大学である。昭和59年4月に大学院（修士課程）の1期生を迎え、学校教育学部の1期生が入学したのは、昭和61年4月である。

2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）カリキュラム・ポリシー

本学の理念・目的と専門職学位課程の教育目標を達成するために、カリキュラムを次のような基本的な考え方に基づいて編成し実践します。

(1) カリキュラムの編成

①教職及び教科に関する専門的知識の幅広い学び、②教育実践と理論的学習を融合させる学び、③生涯にわたり教育実践と省察を往還させる学び、を有機的に連携して展開できるように、共通科目、専門科目、実習科目を系統立てたカリキュラムに構造化します。また、幅広い実践性を有する新人教員、教科指導に特に強みを持つ新人教員、学校の様々な諸課題の解決に中核的に対応できるミドルリーダー、学校を俯瞰的に見渡し組織的改善を進めることができるリーダー、と養成する人材に適応した幅広いキャリアに対応するカリキュラムを編成します。

(2) 教育の実施体制

本学教員が高度専門職業人としての教員を養成する使命を自覚し、学校教員の教職実践力についての観点や内容を共有し、協働する体制で教育を進めます。また、学生の異なるキャリアにおける経験と知識と知恵の相互交流を活性化させて、学生が互いに学び研鑽し合う学習環境の調整に努めるとともに、学び続ける教員としての資質能力を習得できる支援体制を整えます。

(3) 教育の評価体制

全授業科目において、本学の理念・目的に沿い、高度専門職業人としての教員を養成するための到達目標を定め、到達目標並びに成績評価の基準・方法を学生に周知します。また、到達目標に基づき、教育課程において高度専門職業人としての教員の有すべき知識・技能を習得できたかについて本学教員・学生の双方が評価を行い、その結果を検証することによりカリキュラムの評価・改善を図り、教育の質の保証に努めます。

3 鳴門教育大学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）ディプロマ・ポリシー

本学では、修学の成果の評価と認定に係る基準として専門職学位課程における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めます。

1. 専門職学位課程では、2年以上在学し、所定の単位を修得し、以下に示す高度の教職実践力を習得し、専門職業人としての資質能力が養われたと判定されること
 - ① 教育実践に関する経験知・実践知とともに幅広い専門的知識や技能を活用して多様な教育課題に対応したり、新しい教科実践の在り方を創造する教育実践力
 - ② 実践の省察をふまえ、あるべき教員像に向けて自主的・継続的に学び続けることのできる教員としての自己教育力
 - ③ 自己の教育実践だけでなく、教職員等と協働して、学校組織における教育活動を活性化させる教職協働力
2. 本学の教育課程において、教育課題の解決に関する理論的探究と実践研究を行い、最終成果報告書にまとめ、審査に合格していること

4 大学院学校教育研究科（専門職学位課程）の各コース（分野）の目的

大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻（専門職学位課程）には、次のコース（分野）が設置されています。

各コース（分野）の目的は表のとおりです。

専攻	コ	ー	ス	目	的
高度学校教育実践専攻（教科・総合系）	国語科教育コース			本コースでは、国語科教育学、国語学、国文学の研究知見をもとに、国語科教材を研究・開発し、現代的課題に応じた国語科授業を構想・実践し、省察することを通して、国語科教育実践力を高めることを目指します。	
	英語科教育コース			本コースでは、英語コミュニケーションおよび英語文化に関する専門的知見を踏まえ、外国語（英語）教育のためのカリキュラム・教材・指導法を開発するための理論的な基盤を修得するとともに、小学校の外国語活動や外国語科、中・高等学校の英語科の授業を計画・実践・省察する事を通して、英語科教育実践力の獲得・向上を目指します。	
	社会科教育コース			本コースでは、地理歴史および公民の2つの領域での教育実践について、その背景となる人文・社会諸科学の学問的基盤を踏まえた教科内容の総合的な分析、教材の開発、さらにはそれを活かした授業デザインを行い、小学校から高等学校までの社会系教科における授業・カリキュラム開発に求められる高い専門性と教育実践力の修得を目指します。	
	数学科教育コース			本コースでは、数学の本質・構造、歴史的な展開などの基礎的・専門的知識を習得し、教科の内容構成および児童生徒の実態の分析に基づき、児童生徒の理解を深め、自ら考える力を育てるための教材開発、学習指導と授業デザインを行う力の修得を目指します。	
	理科教育コース			本コースでは、理科（物理・化学・生物・地学）の教科内容に関わる深い知識・技能、見方・考え方を基礎として、実際の教育現場の環境と児童生徒に合った教材開発、優れた授業、カリキュラム・マネジメントができる高度な教育実践力の修得を目指します。	

専攻	コ	ー	ス	目	的
高度学校教育実践専攻（教科・総合系）	技術・工業・情報科教育コース			本コースでは、学部段階で培われた技術・工業・情報科に関する専門性を基盤にして、科学技術、高度情報化、環境等の諸要素に関して総合的に捉え、各教科指導における高い指導性を修得するとともに、新しい学校づくりの有力な一員となり得ることを志向する教員の養成を目指します。	
	家庭科教育コース			本コースでは、生活の自立に必要な知識および技能を家庭科教育、家族、食物、被服、住居、消費に関する諸科学から総合的に学び、社会の持続可能性に貢献するための教育と研究を行います。生活文化の継承を大切にしつつ、将来の生活を創造し日々の生活実践および教育実践につなげることができる力の修得を目指します。	
	音楽科教育コース			本コースでは、音楽科教育学、声楽、ピアノ、管楽器、指揮、作曲といった専門に関する知識および技能を踏まえ、音楽科における表現活動と鑑賞活動を考察します。そして、教育現場での課題を探究していくことを通して、小学校教員、中学校・高等学校の音楽科教員として身に付けるべき音楽科の授業実践に不可欠な力量の形成を目指します。	
	美術科教育コース			豊かな感性の育成が求められる現代教育において、美術教育の役割は重要です。本コースでは、この使命感に基づき、幅広い教科教育学の知識と絵画、彫刻、デザイン、工芸、美術理論・美術史等の知識及び技能を踏まえ、表現活動と鑑賞の実践を教育現場で探究していくことを通して、小学校教員、中学校・高等学校の美術科教員として身に付けるべき図画工作科・美術科の授業実践に不可欠な力量の形成を目指します。	
	保健体育科教育コース			本コースでは、幅広い教科教育学の知識とスポーツ科学の知識を踏まえて、体育科・保健体育科教育を学校教育全体の中で捉える視野を身に付け、小学校の体育科教員、中学校・高等学校の保健体育科教員として身に付けるべき教育実践力の修得を目指します。	
	教育探究総合コース			自然環境と人間とのかかわり、変容する社会環境における人間の生き方、国際化する学校や地域での多面的な人間関係づくりなど、従前の教科ごとの発想では対応できない教育課題が山積しています。本コースでは、新たな課題を教育、研究内容として措定しつつも、その性急な解決策を模索するのではなく、これらの問題を「生きることと学ぶこととの関係性を問う」という観点から総合的に探究します。広い視野と柔軟な解釈力に基づく教育実践力の育成を目指します。	
高度学校教育実践専攻（教職系）	特別支援教育コース			本コースでは、特別支援教育実践と特別支援教育に関わる教育学・心理学・医学の理論的学習を融合させ、教育現場を特別支援教育の側面からリードする教育実践力、学級・学校経営力や、特別支援教育コーディネーターとして学校・地域をまとめ牽引する実践力の修得を目指します。	
	幼児教育コース			本コースでは、乳幼児期からの子どもの心理発達、幼児教育や家族への支援のための理論を踏まえて、一人ひとりの子どもの発達に適切な支援を行う力や、家庭教育を推進する力、小学校との接続・連携を含めた保育・教育実践力の修得を目指します。	
	学校づくりマネジメントコース			本コースでは、新しい学校づくりの実践者である学校リーダーやミドルリーダーを、「カリキュラム・マネジメント」や「地域と学校」などの具体的コンテンツに視座しながら養成します。「チーム学校」として学校や地域などに関わる様々な組織や人をつなぎながら組織的・協働的に経営できるよう、教職キャリアに応じて実践的専門知識を深化させ、指導技術を向上させるとともに、課題対応の実践力を育成します。 ○学校リーダー養成分野 本分野では、学校のリーダーとして、連携・協働するチームワーク力、学校経営に関わる多角的視点に立つ組織的教育力、学校の課題解決に係る実践的指導力の修得を目指します。 ○ミドルリーダー養成分野 学校を運営していくときに、ミドルリーダーは計画立案・実践・評価・改善（PDCAサイクル）の中心となります。本分野では、組織的教育力、学校の課題解決に係る実践的指導力の修得を目指します。	

専攻	コ	ー	ス	目	的
高度学校教育実践専攻（教職系）	学校づくり マネジメントコース			○カリキュラム・マネジメント分野 本分野では、子供たちの姿や地域の実状等を踏まえて、学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくことのできる実践的指導力の修得を目指します。 ○地域学校協働分野 本分野では、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を計画・実践・評価・改善できる実践的指導力の修得を目指します。	
	生徒指導コース			本コースでは、いじめや不登校など生徒指導上の課題や特別の教科・道徳の推進に対して、「チーム学校」として組織的・協働的に対応するため、教職キャリアに応じて実践的専門知識を深化させ、指導技術を向上させるとともに、課題対応の実践力を育成します。 ○生徒指導・学級経営分野 本分野では、学校教育において、生徒指導を基軸に教科指導や学級経営など他の教育領域や地域・専門機関と連携・協働するチームワーク力、学校運営に関わる多角的視点に立つ組織的教育力、生徒指導や学級経営に係る実践的指導力の修得を目指します。 ○道徳教育分野 本分野では、学校教育における生徒指導を基盤におきながら、特別の教科・道徳に係わって教科教育や他の教育領域と関連づけたカリキュラムを構築するマネジメント力、道徳教育や人権教育を機軸とした学校運営を推進する組織的教育力や実践的指導力の修得を目指します。	
	学習指導力・ICT 教育実践力開発コース			本コースでは、小中高等学校の全ての教科及び総合的な学習（探究）の時間において、学習指導はもとより、「チーム学校」として系統的・教科横断的なカリキュラムや教材の開発に関するマネジメントを探究し、児童・生徒の資質・能力を適確に評価できる観点を持った確かな授業実践力・開発力を育成するとともに、ICTを活用した教育の可能性や課題に関する考察力や知識・技能を育成します。 ○カリキュラム開発分野 本分野では、教科及び総合的な学習のカリキュラム開発及びそのマネジメントに係わる理論や方法を学びながら、カリキュラムに係わる開発力やそれを推進する実践力の修得を目指します。 ○教育評価開発分野 本分野では、児童・生徒の学力向上に結び付く教育評価の実質化に係わる理論や方法を学びながら、教育評価に係わる開発力やそれを推進する実践力の修得を目指します。 ○アクティブラーニング開発分野 本分野では、主体的・対話的で深い学びを創造するアクティブラーニングに係わる理論や手法を学びながら、アクティブラーニングに係わる開発力やそれを推進する実践力の修得を目指します。 ○授業開発分野 本分野では、授業開発に関する理論や方法を学びながら、児童・生徒の教科横断的な資質・能力を育成し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業の開発力と実践力の修得を目指します。	
	教員養成特別コース			本コースでは、多様な子どもの実態を理解し、適切に対応しうる資質能力、授業を構想・展開・省察しうる資質能力、学級集団を適切に形成・運営しうる資質能力を修得するとともに、同僚の教員や保護者、地域の人々と協働・連携しながら、教員としての使命感を持って、多岐にわたる教育活動に真摯に取り組むことができる教員の養成を目指します。	

第2 大学院学校教育研究科（専門職学位課程）における教育方法， 課程の修了の要件，学位の授与

1 教育方法

2 授 業

- (1) 学期（授業期間）
- (2) 授業の方法
- (3) 各授業科目の単位
- (4) 授業時間

3 専門職学位課程の修了の要件

- (1) 単位の授与
- (2) 成績評価及び試験
- (3) 専門職学位課程の修了の要件
- (4) 学修成果の総括的評価等
- (5) 在学年限

4 学位の授与

5 学校教員養成プログラム

6 教職大学院遠隔教育プログラム

7 学校教育研究科認定プログラム

第2 大学院学校教育研究科（専門職学位課程）における教育方法、課程の修了の要件、学位の授与

1 教育方法

- (1) 教職大学院における教育は、教育上必要なものとして開設する授業科目の授業、実習及び試験によって行われます。
- (2) 実習指導及び修学その他学生生活上の指導・助言を行うために、複数の教員が協働して指導を行います。

2 授 業

(1) 学期（授業期間）

本学では学年を前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2学期に区分し、各授業科目は、各期15週にわたる期間を基本として授業を行います。専門職学位課程では、各期をさらに前半・後半に区分して授業を行います。

(2) 授業の方法

授業は、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれか、又はこれらの併用により行います。

(3) 各授業科目の単位

ア 大学の授業科目については、教育研究上の目的に沿って多様な履修が可能となるように単位制が採られており、大学は各授業科目について単位数を定めて開設するものとされています。

単位は、各授業科目の学修の成果を量的に測る一定の基準となるものです。

イ 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算します。

授業科目の授業の方法 に よ る 区 分	1 単 位
講 義	15 時間
演 習	15 時間
実 験， 実 習， 実 技	30 時間

(4) 授業時間

各時限ごとの授業の開始時刻及び終了時刻は、次のとおりです。

時 限	授 業 開 始 ・ 終 了 時 刻
第1時限	9時00分 ～ 10時30分
第2時限	10時40分 ～ 12時10分
第3時限	13時00分 ～ 14時30分
第4時限	14時40分 ～ 16時10分
第5時限	16時20分 ～ 17時50分

3 専門職学位課程の修了の要件

(1) 単位の授与

授業科目を履修し、当該科目の試験に合格した者に対しては、所定の単位が与えられます。

(2) 成績評価及び試験

ア 成績評価は、担当教員が「成績評価のガイドライン」（112頁参照）に沿って行います。
評価基準の対応関係は次のとおりです。

評価	評価基準	摘 要	
S	100点～90点	合 格	到達目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている。
A	89点～80点	合 格	到達目標を十分に達成している。
B	79点～70点	合 格	到達目標を達成している。
C	69点～60点	合 格	到達目標を最低限度達成している。
D	59点以下	不合格	到達目標を達成していないので、不合格とし単位を与えない。

イ 学生は、次の場合に限り、成績評価の異議申立てを行うことができます。

1. 成績の誤入力等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの
2. 授業概要（シラバス）等に周知している成績評価の方法と明らかに異なった方法により評価されている疑義があると思われるもの

成績評価の異議申立てに関する手続は、本学の成績評価の異議申立てに関する申合せ（112頁）を参照してください。

ウ 試験は、当該授業科目の授業が終了する学期末又は学年末に、筆記若しくは口述試験又は報告書等によって行います。特別の事情があるときを除き、追試験は行いません。

エ 試験に関する諸注意

授業科目の認定に係る試験（追試験を含む。）の実施に際し、以下のことに留意してください。

【学生の遵守事項】

試験に際しては、以下のことを遵守してください。

1. 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
2. 学生証を必ず持参し、試験監督者が確認できるよう机の上に提示すること。
なお、試験に際し学生証を忘れた場合は、学生課において仮学生証の発行を受けること。
3. 試験中は、物品の貸し借りをしないこと。
4. 使用を許可された場合を除き、筆記用具以外の書籍、ノート又は携帯電話等は、鞆又は袋類に入れて机の下に置くこと。
5. 座席を可能な限り離して座ること。
6. 不正行為が発覚した場合には、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号）第13条の規定に基づいて処理されます。

【試験における不正行為】

以下の行為は、不正行為とみなされます。

1. 代人受験（受験を依頼した者、依頼されて受験した者）
2. 答案用紙の交換（交換を依頼した者、依頼されて交換した者）
3. カンニングペーパーの所持又は使用
4. 他人の答案の書き写し（見た者、故意に見せた者）
5. 私語又は動作での連絡（答を知らせた者、答を知らされた者）
6. 他人の学生証での受験（貸した者、借りた者）
7. 使用が許可されていない参考書等の使用
8. その他試験監督者が認めた不正行為

(3) 専門職学位課程の修了の要件

専門職学位課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の46単位（2年間の学修成果に関する最終試験を含む。）以上を履修することとなっています。

併せて、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に定める普通免許状の一種免許状の所要資格を有せず入学した者が修了するためには、一種免許状の所要資格を得るための単位を修得しなければなりません。ただし、幼児教育コースに所属する者のうち、幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤務し、かつ、幼稚園教諭二種免許状を有する現職教員については、この限りではありません。

(4) 学修成果の総括的評価等

専門職学位課程では、大学院生の学修成果を最終的に評価するため、2年間の学修成果をまとめた最終成果報告書を作成し、これに基づいたプレゼンテーションを行います。

(5) 在学年限

大学院生は、4年（長期履修学生にあつては、5年から7年以内の許可された年限）を超えて在学することはできません。ただし、休学期間は在学年限から除外されます。

4 学位の授与

専門職学位課程を修了した者に対しては、教職修士（専門職）の学位が授与されます。

なお、学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「鳴門教育大学」と付記するものとされています。

5 学校教員養成プログラム

学校教員養成プログラムの受講を許可された者は、上記内容に加え、各プログラム（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）の別に用意された、学部で開設される授業科目を履修することとなっています。

また、標準修業年限は3年、在学年限は5年となります。

6 教職大学院遠隔教育プログラム

教職大学院遠隔教育プログラムの受講を許可された者は、主として夜間に開講された授業科目をオンラインで履修することとなっています。

また、通常の標準修業年限は2年、在学年限は4年となりますが、教職大学院遠隔教育プログラム受講生のうち長期履修学生制度を利用する者は、標準修業年限は3～5年、在学年限は5～7年となります。

7 学校教育研究科認定プログラム

特定のテーマに関する資質・能力を修得・向上させることを目的とした認定プログラムの受講を許可された者は、認定を得るための授業科目を履修することができ、必要な単位を修得した者には、大学院修了時に「認定証」が授与されます。（20頁参照）

第3 授業科目，履修方法等

- 1 授業科目の区分と内容
- 2 授業科目の区分別の単位
- 3 開設授業科目，単位数，履修方法等
- 4 履修登録
- 5 他大学との単位互換制度
- 6 学部授業科目の履修について
- 7 教職大学院遠隔教育プログラムの履修について
- 8 学校教育研究科認定プログラムの履修について
- 9 履修上の一般的留意事項

第3 授業科目，履修方法等

1 授業科目の区分と内容

大学院学校教育研究科（専門職学位課程）の授業科目の区分とその内容は，次表のとおりです。

区 分	内 容
共 通 科 目	これからの学校現場で生起する教育課題に対応する力量を保証するため，5領域からなる共通的・基本的内容を修得するとともに，その知識・技能を活用し，広く地域全体の教育力の組織的な改善・充実を図る資質・能力を育成する。
専 門 科 目	各科目群の専門性に応じた科目を設定し，共通科目で修得した知識・技能を深化させるとともに，実習科目との関連を図りながら，学校現場で生起する多様な課題に対応できる専門職としての高度で実践的な問題解決能力を育成する。
実 習 科 目	共通科目，専門科目で修得した内容を踏まえ，それらの知識・技能等を学校現場で検証・改善していくことを通して，生涯にわたって教育に関する理論と実践の往還を継続して行う基層的な資質・能力を育成する。

2 授業科目の区分別の単位

専門職学位課程の修了の要件を満たすために修得を必要とする授業科目の区分別の単位は，次表のとおりです。

区 分	高度学校教育実践専攻
共 通 科 目	18 単位
専 門 科 目	18 単位
実 習 科 目	10 単位
合 計	46 単位

3 開設授業科目、単位数、履修方法等

専門職学位課程の修了の要件を満たすために修得を必要とする授業科目の区分別の単位数、履修方法等は、次表のとおりです。

鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程
別表第7（第5条関係）・別表第7の2（第5条の2関係）抜刷

1 共通科目

領 域	授 業 科 目	単 位 数		標準 履修 年次	履 修 方 法
		必修	選択		
教育課程の編成・実施に関する領域 〔第1領域〕	カリキュラムデザインの理論と実践■ 教科カリキュラムの構成と理論■	1 1		1 1	
教科等の実践的な指導方法に関する領域 〔第2領域〕	授業の理論と実践■ 教育評価の理論と実践■	1 1		1 1	
生徒指導、教育相談に関する領域 〔第3領域〕	生徒指導の理論と実践■ 教育相談の理論と実践■	1 1		1 1	
学級経営、学校経営に関する領域 〔第4領域〕	学級経営の理論と実践■ 学校組織マネジメントの理論と実践■	1 1		1 1	
学校教育と教員の在り方に関する領域 〔第5領域〕	Society5.0に向けた教育の情報化・情報教育■ 今日的な特別支援教育の課題とその対応■	1 1		1 1	
共通科目選択群	学校支援のための教科教育実践演習Ⅰ（※1）		2	1	教科・総合系の学生は（※1）か（※2）のいずれかを履修すること。
	学校支援のための教育総合実践演習Ⅰ（※2）		2	1	
	学校支援のための教科教育実践演習Ⅱ（※3）		2	1	教科・総合系の学生は（※3）か（※4）のいずれかを履修すること。
	学校支援のための教育総合実践演習Ⅱ（※4）		2	1	
	チーム総合演習（教育課題解決のためのプランニング）（※5）		4	1	現職教員学生は（※5）、（※6）、（※7）の中から4単位履修すること。
	教育課題探究◆（※6）		2	1・2	
	幼児・学校教育リフレクション◆（※7）		2	1・2	
	教職協働力実践演習Ⅰ■		2	1	教職系の学生は必修
	教職協働力実践演習Ⅱ■		2	1	

科目群	授 業 科 目	単 位 数		標準 履修 年次	履 修 方 法
		必修	選択		
共通科目選択群	教職基礎力開発演習Ⅰ 教職基礎力開発演習Ⅱ		2 2	1 2	} 現職教員以外の 学生は必修

2 専門科目

科目群	授 業 科 目	単 位 数		標準 履修 年次	履 修 方 法
		必修	選択		
教科領域力	国語科教育の基礎演習（近現代文学）		1	1・2	左欄の授業科目から12単位以上を履修すること。
	国語科教育の基礎演習（古典文学・語学）		1	1・2	
	国語科教育（近現代文学）の内容構成演習		1	1・2	
	国語科教育（古典文学）の内容構成演習		1	1・2	
	国語科教育（思考力育成）の教材開発演習		1	1・2	
	国語科教育（読むこと）の教材開発演習		1	1・2	
	国語科教育（話すこと・聞くこと）の学習指導と授業デザイン		1	1・2	
	国語科教育（読むこと）の学習指導と授業デザイン		1	1・2	
	英語科教育の基礎演習A		1	1・2	
	英語科教育の基礎演習B		1	1・2	
	英語科教育の内容構成演習A		1	1・2	
	英語科教育の内容構成演習B		1	1・2	
	英語科教育の教材開発演習A		1	1・2	
	英語科教育の教材開発演習B		1	1・2	
	英語科教育の学習指導と授業デザインA		1	1・2	
	英語科教育の学習指導と授業デザインB		1	1・2	
	社会認識教育（地理歴史）の基礎演習		1	1・2	
	社会認識教育（公民）の基礎演習		1	1・2	
	社会認識教育（地理歴史）の内容構成演習A		1	1・2	
	社会認識教育（地理歴史）の内容構成演習B		1	1・2	
	社会認識教育（地理歴史）の教材開発演習A		1	1・2	
	社会認識教育（地理歴史）の教材開発演習B		1	1・2	
	社会認識教育（地理歴史）の学習指導と授業デザインA		1	1・2	
	社会認識教育（地理歴史）の学習指導と授業デザインB		1	1・2	
	社会認識教育（公民）の内容構成演習A		1	1・2	
	社会認識教育（公民）の内容構成演習B		1	1・2	
	社会認識教育（公民）の教材開発演習A		1	1・2	
	社会認識教育（公民）の教材開発演習B		1	1・2	
	社会認識教育（公民）の学習指導と授業デザインA		1	1・2	
	社会認識教育（公民）の学習指導と授業デザインB		1	1・2	
	代数・幾何教育の基礎演習		1	1・2	
	解析・確率統計教育の基礎演習		1	1・2	
	算数・数学の内容構成演習A		1	1・2	
	算数・数学の内容構成演習B		1	1・2	
	算数・数学の教材開発演習A		1	1・2	
	算数・数学の教材開発演習B		1	1・2	
	算数・数学の学習指導と授業デザインA		1	1・2	
	算数・数学の学習指導と授業デザインB		1	1・2	
	自然科学教育の基礎演習A		1	1・2	
	自然科学教育の基礎演習B		1	1・2	

科目群	授 業 科 目	単 位 数		標準 履修 年次	履 修 方 法
		必修	選択		
教科領域力	自然科学教育（理科）の内容構成演習A		1	1・2	
	自然科学教育（理科）の内容構成演習B		1	1・2	
	自然科学教育（理科）の教材開発演習A		1	1・2	
	自然科学教育（理科）の教材開発演習B		1	1・2	
	自然科学教育（理科）の学習指導と授業デザインA		1	1・2	
	自然科学教育（理科）の学習指導と授業デザインB		1	1・2	
	技術・工業教育の基礎演習		1	1・2	
	技術・情報教育の基礎演習		1	1・2	
	ものづくり教育（技術・工業）の内容構成演習A		1	1・2	
	ものづくり教育（技術・工業）の内容構成演習B		1	1・2	
	ものづくり教育（技術・工業）の教材開発演習A		1	1・2	
	ものづくり教育（技術・工業）の教材開発演習B		1	1・2	
	ものづくり教育（技術・工業）の学習指導と授業デザインA		1	1・2	
	ものづくり教育（技術・工業）の学習指導と授業デザインB		1	1・2	
	情報教育（技術・情報）の内容構成演習A		1	1・2	
	情報教育（技術・情報）の内容構成演習B		1	1・2	
	情報教育（技術・情報）の教材開発演習A		1	1・2	
	情報教育（技術・情報）の教材開発演習B		1	1・2	
	情報教育（技術・情報）の学習指導と授業デザインA		1	1・2	
	情報教育（技術・情報）の学習指導と授業デザインB		1	1・2	
	生活科学教育（家庭）の基礎演習		1	1・2	
	生活創造教育（家庭）の基礎演習		1	1・2	
	生活科学教育（家庭）の内容構成演習		1	1・2	
	生活創造教育（家庭）の内容構成演習		1	1・2	
	生活科学教育（家庭）の教材開発演習		1	1・2	
	生活創造教育（家庭）の教材開発演習		1	1・2	
	生活科学教育（家庭）の学習指導と授業デザイン		1	1・2	
	生活創造教育（家庭）の学習指導と授業デザイン		1	1・2	
	音楽教育の基礎演習		1	1・2	
	器楽教育の基礎演習		1	1・2	
	音楽科の内容構成演習A		1	1・2	
	音楽科の内容構成演習B		1	1・2	
	音楽科の教材開発演習A		1	1・2	
	音楽科の教材開発演習B		1	1・2	
	音楽科の学習指導と授業デザインA		1	1・2	
	音楽科の学習指導と授業デザインB		1	1・2	
	美術教育の基礎演習A		1	1・2	
	美術教育の基礎演習B		1	1・2	
	美術の内容構成演習A		1	1・2	
	美術の内容構成演習B		1	1・2	
	美術の教材開発演習A		1	1・2	
	美術の教材開発演習B		1	1・2	
	美術の学習指導と授業デザインA		1	1・2	
	美術の学習指導と授業デザインB		1	1・2	
	健康・スポーツ教育の基礎演習A		1	1・2	
	健康・スポーツ教育の基礎演習B		1	1・2	
	健康・スポーツ教育（体育）の内容構成演習A		1	1・2	
	健康・スポーツ教育（体育）の内容構成演習B		1	1・2	

科目群	授 業 科 目	単 位 数		標準 履修 年次	履 修 方 法
		必修	選択		
教科領域力	健康・スポーツ教育（体育）の教材開発演習A		1	1・2	
	健康・スポーツ教育（体育）の教材開発演習B		1	1・2	
	健康・スポーツ教育（体育）の学習指導と授業デザインA		1	1・2	
	健康・スポーツ教育（体育）の学習指導と授業デザインB		1	1・2	
教育総合力	STEAM と教科横断の教育的探究		1	1・2	
	STEAM と教科横断の授業デザイン		1	1・2	
	消費と生活の教育総合デザイン		1	1・2	
	環境と人間の教育的探究		1	1・2	
	環境と人間の教育総合デザイン		1	1・2	
	学校防災の教育総合デザイン		1	1・2	
	哲学と対話の教育的探究		1	1・2	
	国際理解の教育的探究		1	1・2	
	国際理解の教育総合デザイン		1	1・2	
幼 児 教 育 実 践 力	乳幼児期から児童期の発達心理と保育■		1	1・2	
	幼児期から児童期の子どもの発達と支援■		1	1・2	
	幼児教育の理論と実践■		1	1・2	
	コンピテンシー・ベースの幼児教育■		1	1・2	
	小学校への接続・連携を見通した幼児教育■		1	1・2	
	子ども家族支援の実際と課題■		1	1・2	
	家庭教育支援演習■		1	1・2	
	幼児教育マネジメント演習■		1	1・2	
	幼児教育における I C T の活用■		1	1・2	
	園の組織マネジメントの理論と実践■		1	1・2	
	幼児教育実践フィールド研究Ⅰ■		1	1・2	現職教員学生に限る。 現職教員かつ幼児教育 コースの学生に限る。
	幼児教育実践フィールド研究Ⅱ■		1	1・2	
特 別 支 援 実 践 力	特別支援教育におけるキャリア教育・進路指導デザインA		1	1・2	
	特別支援教育におけるキャリア教育・進路指導デザインB		1	1・2	
	特別支援教育における心理行動支援A		1	1・2	
	特別支援教育における心理行動支援B		1	1・2	
	特別支援教育における医療・教育の連携A		1	1・2	
	特別支援教育における医療・教育の連携B		1	1・2	
	特別支援教育における心理学・教育学の連携A		1	1・2	
	特別支援教育における心理学・教育学の連携B		1	1・2	
マネジメント力	リーダーシップとコミュニケーション■		1	1・2	
	地域の教育課題と教育行政の実務■		1	1・2	
	教育法規実践演習■		1	1・2	
	学校危機管理の実践■		1	1・2	
	学校防災教育の開発■		1	1・2	
	学校におけるカリキュラムマネジメントの推進■		1	1・2	
	家庭・地域・学校の連携構築■		1	1・2	
	学校ビジョンの構築と教職員の組織化■		1	1・2	
	教職員の人材育成と校内研修■		1	1・2	
	ミドルリーダー課題演習		1	2	
	学校づくりマネジメントリフレクションⅠ◆		2	2	現職教員かつ学校づくり マネジメントコース の学生に限る。
	学校づくりマネジメントリフレクションⅡ◆		2	2	

科目群	授 業 科 目	単 位 数		標準 履修 年次	履 修 方 法
		必修	選択		
生徒指導力	学校心理学■		1	1・2	現職教員学生に限る。 現職教員かつ生徒指導 コースの学生に限る。
	生徒指導事例検討■		1	1・2	
	チーム支援とコーディネート■		1	1・2	
	集団づくりとグループアプローチ■		1	1・2	
	生徒指導の国際比較研究■		2	1・2	
	いじめ・不登校防止の理論と実践◆		2	2	
	道徳教育と特別活動の理論と実践■		2	1・2	
	生徒指導リフレクションⅠ◆		2	2	
	生徒指導リフレクションⅡ◆		2	2	
学 習 指 導 改 善 力	教育評価の実際と事例分析■		1	1・2	現職教員かつ学習 指導力・ICT教育 実践力開発コース の学生に限る。
	学校教育におけるICT活用と情報デザイン■		1	1・2	
	総合的な学習の時間のカリキュラム開発■		1	1・2	
	校種間連携に視座した教材・教具の開発演習■		1	1・2	
	学習者の心理とアクティブラーニング■		1	1・2	
	ワークショップ型研修の技法■		1	1・2	
	1人1台タブレット時代の授業改善・教育改善■		1	1・2	
	学習指導力開発演習■		1	1・2	
	教科・研究主任の力量形成■		1	1・2	
教職実践力	学習指導要領と教育課程A		1	1・2	
	学習指導要領と教育課程B		1	1・2	
	教育実践の事例研究A		1	1・2	
	教育実践の事例研究B		1	1・2	
	生徒指導実践演習A		1	1・2	
	生徒指導実践演習B		1	1・2	
	学級経営実践演習A		1	1・2	
	学級経営実践演習B		1	1・2	
総合実践力	教育実践研究Ⅰ（国語）		2	1	自己の所属する コース（分野）の 実践研究Ⅰ・Ⅱを 合わせて6単位履 修すること。
	教育実践研究Ⅱ（国語）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（英語）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（英語）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（地理歴史）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（地理歴史）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（公民）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（公民）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（数学）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（数学）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（理科）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（理科）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（技術・工業）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（技術・工業）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（情報）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（情報）		4	2	

科目群	授 業 科 目	単 位 数		標準 履修 年次	履 修 方 法
		必修	選択		
総合実践力	教育実践研究Ⅰ（家庭）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（家庭）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（音楽）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（音楽）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（美術）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（美術）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（体育）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（体育）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（総合）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（総合）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（幼児教育）■		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（幼児教育）■		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（特別支援）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（特別支援）		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（学校づくりマネジメント）■		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（学校づくりマネジメント）■		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（生徒指導・教育相談）■		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（生徒指導・教育相談）■		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（学習指導力開発）■		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（学習指導力開発）■		4	2	
	教育実践研究Ⅰ（教員養成特別）		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（教員養成特別）		4	2	

3 実習科目

所属する系	授 業 科 目	単 位 数		標準 履修 年次	履 修 方 法
		必修	選択		
教 科 ・ 総 合 系	教育課題フィールドワーク（*a）		2	1	所属等に応じ、次のとおり履修すること。 ○教育探究総合コース以外の学生 現職教員学生（*a, *b） 現職教員以外の学生（*c, *d, *e） ○教育探究総合コース 現職教員学生（*a, *f） 現職教員以外の学生（*g, *h, *i）
	教科教育実践フィールドワーク（*b）		8	2	
	教科教育フィールドワークA（*c）		2	1	
	教科教育フィールドワークB（*d）		4	2	
	教科教育フィールドワークC（*e）		4	2	
	教育総合実践フィールドワーク（*f）		8	2	
	教育総合フィールドワークA（*g）		2	1	
	教育総合フィールドワークB（*h）		4	2	
	教育総合フィールドワークC（*i）		4	2	

所属する系	授 業 科 目	単 位 数		標準 履修 年次	履 修 方 法
		必修	選択		
教 職 系	教育課題フィールドワーク (*j) ■		2	1	所属等に応じ、次のとおり履修すること。 ○特別支援教育コース以外のコース 現職教員学生 (*j, *k) ○特別支援教育コース 現職教員学生 (*l, *m) 現職教員学生以外 (*l, *n) ○幼児教育コース 現職教員学生以外 (*o, *p, *q) ○教員養成特別コースの学生 (*r, *s, *t)
	教育実践フィールドワーク (*k) ■		8	2	
	特別支援フィールドワーク (*l)		3	1	
	教育実践フィールドワーク(特別支援) (*m)		7	2	
	総合インターンシップ(特別支援) (*n)		7	2	
	基礎インターンシップ(幼児教育) (*o)		4	1	
	総合インターンシップⅠ(幼児教育) (*p)		2	2	
	総合インターンシップⅡ(幼児教育) (*q)		4	2	
	基礎インターンシップ(教員養成特別) (*r)		4	1	
	総合インターンシップⅠ(教員養成特別) (*s)		2	2	
	総合インターンシップⅡ(教員養成特別) (*t)		4	2	
	総合特別インターンシップⅠ(教員養成特別) (*u)		2	2	
	総合特別インターンシップⅡ(教員養成特別) (*v)		4	2	

備考1 講義及び演習の単位は、15時間の授業をもって1単位とし、実験、実習及び実技の単位は、30時間の授業をもって1単位とする。

備考2 ■印の授業科目は、昼間・夜間ともに開講する。昼間クラスの学生は、夜間クラスでの受講は不可とする。◆印の授業科目は、夜間開講とし、昼間クラスの学生が受講を希望する場合、実習責任教員及び授業担当教員の承認を必要とする。

他大学教職大学院開設の授業科目

専門職学位課程では、特別聴講学生として、下表の他大学教職大学院開設の授業科目を履修することができます。

区分	科目群	授 業 科 目	単 位 数		標準履修年次	履 修 方 法
			必修	選択		
専門科目	教職実践力	教職員の意識と成長		2	1・2	左欄の授業科目については、修了要件として認めることができる。
		教育政策と教育行政・学校経営の課題		2	1・2	
		学校づくりとリーダーシップ		2	1・2	
		学校教育における今日的課題～道德教育における		1	1・2	
		道德性の発達と価値葛藤～				
		学校改善の実践的研究		2	1・2	
		教員研修プログラム開発演習		2	1・2	

※上表の授業科目は、遠隔会議システムを用いた授業です。

※本頁「5 他大学との単位互換制度」も併せて参照してください。

4 履修登録

学年当初に、当該年度に履修しようとする授業科目を Web から各自で入力し、登録することとなっています。履修登録のない授業科目は、履修することができません。

なお、履修登録に変更がある場合は、変更期間に所定の様式により教務課に届け出てください。

令和5年度における履修登録・変更期間は次のとおりです。

〔登録期限（Web）〕 前 期：4月21日（金）

後 期：10月6日（金）

〔変更期間〕 前期後半：6月8日（木）～6月14日（水）

後期後半：12月1日（金）～12月7日（木）

また、専門職学位課程に所属する学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は、38単位までとなっています。

5 他大学との単位互換制度

大学間の交流と協力を促進し、教職大学院における教育内容の充実等を図ることを目的として、本学教職大学院では、京都教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学との単位互換制度を設けており、対象となる授業は、遠隔会議システムを利用し、他大学の学生と一緒に学びます。

他大学の授業科目は「3 開設授業科目、単位数、履修方法等 他大学教職大学院開設の授業科目」（本頁）を確認してください。また、本学の対象科目は、「学校防災教育の開発」、「学校におけるカリキュラムマネジメントの推進」、「家庭・地域・学校の連携構築」、「学校ビジョンの構築と教職員の組織化」の4科目（13頁参照）です。

この単位互換制度に基づき修得した単位は、本学の修了要件として単位認定することができることとなっています。履修を希望する者は、当該授業科目を Web から各自で入力し、登録してください。登録者には、その他必要な書類（他大学の特別聴講学生入学願書等）の提出については別途お知らせします。

6 学部授業科目の履修について（長期履修学生を除く。）

大学院在学中に、現在所有する二種免許状を一種免許状にしようとする場合は、学部の開設する授業科目の単位を修得することによって所要の資格を得ることができます。ただし、大学院生が在学年限内に履修し、修得することができる学部授業科目の単位数は、40 単位以内に限定されていますので、この範囲内で履修計画を立ててください。

なお、現職教員は、特別の事情がある場合に限り、46 単位まで認めることがあります。

7 教職大学院遠隔教育プログラムの履修について

教職大学院遠隔教育プログラムの受講を許可された者に係る開設授業科目（10 頁～16 頁に記載の科目のうち、■及び◆印の授業科目）は次表のとおりです。

なお、履修に当たっては、次の事項に留意してください。

- (1) 昼間・夜間ともに開講される授業科目は、それぞれクラス分けされた授業を履修してください。
- (2) 通学型の大学院生が夜間のみ開講される授業の履修を希望する場合、実習責任教員及び授業担当教員の承認が必要です。

区分	授 業 科 目	必修・ 選択	単 位 数		標準 履修 年次	履修方法
			必修	選択		
共通科目	カリキュラムデザインの理論と実践	必修	1		1	
	教科カリキュラムの構成と理論	必修	1		1	
	授業の理論と実践	必修	1		1	
	教育評価の理論と実践	必修	1		1	
	生徒指導の理論と実践	必修	1		1	
	教育相談の理論と実践	必修	1		1	
	学級経営の理論と実践	必修	1		1	
	学校組織マネジメントの理論と実践	必修	1		1	
	Society 5.0 に向けた教育の情報化・情報教育	必修	1		1	
	今日的な特別支援教育の課題とその対応	必修	1		1	
	教育課題探究	選択		2	1・2	
	幼児・学校教育リフレクション	選択		2	1・2	
	教職協働力実践演習Ⅰ	選択		2	1	
	教職協働力実践演習Ⅱ	選択		2	1	
専門科目	乳幼児期から児童期の発達心理と保育	選択		1	1・2	左記の授業科目から12単位以上履修すること。
	幼児期から児童期の子どもの発達と支援	選択		1	1・2	
	幼児教育の理論と実践	選択		1	1・2	
	コンピテンシー・ベースの幼児教育	選択		1	1・2	
	小学校への接続・連携を見通した幼児教育	選択		1	1・2	
	子ども家族支援の実際と課題	選択		1	1・2	
	家庭教育支援演習	選択		1	1・2	
	幼児教育マネジメント演習	選択		1	1・2	
	幼児教育におけるICTの活用	選択		1	1・2	

区分	授 業 科 目	必修・ 選択	単 位 数		標準 履修 年次	履修方法
			必修	選択		
専 門 科 目	園の組織マネジメントの理論と実践	選択		1	1・2	自己の所属するコース（分野）の実践研究Ⅰ・Ⅱを合わせて6単位履修すること。
	幼児教育実践フィールド研究Ⅰ	選択		1	1・2	
	幼児教育実践フィールド研究Ⅱ	選択		1	1・2	
	リーダーシップとコミュニケーション	選択		1	1・2	
	地域の教育課題と教育行政の実務	選択		1	1・2	
	教育法規実践演習	選択		1	1・2	
	学校危機管理の実践	選択		1	1・2	
	学校防災教育の開発	選択		1	1・2	
	学校におけるカリキュラムマネジメントの推進	選択		1	1・2	
	家庭・地域・学校の連携構築	選択		1	1・2	
	学校ビジョンの構築と教職員の組織化	選択		1	1・2	
	教職員の人材育成と校内研修	選択		1	1・2	
	学校づくりマネジメントリフレクションⅠ	選択		2	2	
	学校づくりマネジメントリフレクションⅡ	選択		2	2	
	学校心理学	選択		1	1・2	
	生徒指導事例検討	選択		1	1・2	
	チーム支援とコーディネート	選択		1	1・2	
	集団づくりとグループアプローチ	選択		1	1・2	
	生徒指導の国際比較研究	選択		2	1・2	
	いじめ・不登校防止の理論と実践	選択		2	2	
	道徳教育と特別活動の理論と実践	選択		2	1・2	
	生徒指導リフレクションⅠ	選択		2	2	
	生徒指導リフレクションⅡ	選択		2	2	
	教育評価の実践と事例分析	選択		1	1・2	
	学校教育におけるICT活用と情報デザイン	選択		1	1・2	
	総合的な学習の時間のカリキュラム開発	選択		1	1・2	
	校種間連携に視座した教材・教具の開発演習	選択		1	1・2	
	学習者の心理とアクティブラーニング	選択		1	1・2	
	ワークショップ型研修の技法	選択		1	1・2	
	1人1台タブレット時代の授業改善・教育改善	選択		1	1・2	
	学習指導力開発演習	選択		1	1・2	
	教科・研究主任の力量形成	選択		1	1・2	
	学習指導リフレクションⅠ	選択		2	2	
	学習指導リフレクションⅡ	選択		2	2	
	教育実践研究Ⅰ（幼児教育）	選択		2	1	
	教育実践研究Ⅰ（学校づくりマネジメント）	選択		2	1	
	教育実践研究Ⅰ（生徒指導・教育相談）	選択		2	1	
	教育実践研究Ⅰ（学習指導力開発）	選択		2	1	
	教育実践研究Ⅱ（幼児教育）	選択		4	2	
	教育実践研究Ⅱ（学校づくりマネジメント）	選択		4	2	
	教育実践研究Ⅱ（生徒指導・教育相談）	選択		4	2	
	教育実践研究Ⅱ（学習指導力開発）	選択		4	2	
実 習 科 目	教育課題フィールドワーク	選択		2	1	左記の授業科目から合計10単位を履修すること。
	教育実践フィールドワーク	選択		8	2	

8 学校教育研究科認定プログラムの履修について

学校教育研究科認定プログラムに係る内容、履修方法及び申請することができる者等は、次表のとおりです。

鳴門教育大学大学院学校教育研究科認定プログラムに関する取扱要項
別表1（第2関係）・別表2（第3関係）・別表3（第4関係）抜刷

1 内 容

認定プログラム名	内 容
小学校英語教育認定プログラム	新学習指導要領のもと、小学校では、3, 4年生を対象に外国語活動が早期実施され、5, 6年生を対象に外国語が教科として導入された。このような背景をふまえ、本プログラムでは、新しい時代の小学校外国語教育を高度な専門性をもってリードできる教員を育成する。 プログラムを修了した学生に対して、小学校外国語教育を理論的・実践的に組織・運営する能力を認定する「小学校英語教育認定証」を授与する。
学校教育のプログラミング教育認定プログラム	小・中・高等学校におけるプログラミング教育に関する理論と実践を学ぶことによって、学習効果の高い授業や教材を開発できる人材を育成する。 プログラムを修了した学生に対して、小・中・高等学校においてプログラミング教育を実践できる能力を認定する「学校教育のプログラミング教育認定証」を授与する。
マネジメント力認定プログラム	現職教員の方を対象に、教育課題に組織的に対応できる学校づくりを推進するための理論、スキルを修得し、学校の管理職、ミドルリーダー、教育委員会職員となってリーダーシップを発揮できる人材を育成する。 プログラムを修了した学生に対して、学校マネジメント能力を認定する「マネジメント力認定証」を授与する。
いじめ防止教育認定プログラム	いじめ防止対策に関する法や基本方針等の考え方について理解を深めるとともに、実際のいじめ事例や関係機関との連携の在り方を考察することを通じて、いじめの未然防止、いじめの状況把握、いじめへの介入対応等に係る教師力を育成する。 プログラムを修了した学生に対して、いじめの未然防止・いじめの把握・いじめ発生時の対応・いじめに対する事後対応等に係る能力を認定する「いじめ防止教育認定証」を授与する。

2 履修方法

認定 プログラム名	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
小学校英語教育 認定プログラム	英語科教育の基礎演習 A		1	必修科目 2 単位を修得し、 合計 4 単位以上を修得する こと。
	英語科教育の基礎演習 B		1	
	英語科教育の内容構成演習 A		1	
	英語科教育の内容構成演習 B		1	
	英語科教育の教材開発演習 A		1	
	英語科教育の教材開発演習 B		1	
	英語科教育の学習指導と授業デザイン A	1		
	英語科教育の学習指導と授業デザイン B	1		
学校教育のプロ グラミング教育 認定プログラム	情報教育（技術・情報）の内容構成演習 A		1	左記科目から合計 4 単位以 上を修得すること。
	情報教育（技術・情報）の内容構成演習 B		1	
	情報教育（技術・情報）の教材開発演習 A		1	
	情報教育（技術・情報）の教材開発演習 B		1	
	情報教育（技術・情報）の学習指導と授業デザイン A		1	
	情報教育（技術・情報）の学習指導と授業デザイン B		1	
マネジメント力 認定プログラム	リーダーシップとコミュニケーション		1	左記科目から合計 4 単位以 上を修得すること。
	地域の教育課題と教育行政の実務		1	
	教育法規実践演習		1	
	学校危機管理の実践		1	
	学校防災教育の開発		1	
	学校におけるカリキュラムマネジメントの推進		1	
	家庭・地域・学校の連携構築		1	
	学校ビジョンの構築と教職員の組織化		1	
	教職員の人材育成と校内研修		1	
いじめ防止教育 認定プログラム	学校心理学		1	左記科目から合計 4 単位以 上を修得すること。
	生徒指導事例検討		1	
	チーム支援とコーディネート		1	
	集団づくりとグループアプローチ		1	
	道徳教育と特別活動の理論と実践		2	

3 申請することができる者

認定プログラム名	申請することができる者
小学校英語教育認定プログラム	高度学校教育実践専攻所属の学生
学校教育のプログラミング教育認定プログラム	高度学校教育実践専攻所属の学生
マネジメント力認定プログラム	高度学校教育実践専攻所属の現職教員学生
いじめ防止教育認定プログラム	高度学校教育実践専攻所属の現職教員学生

9 履修上の一般的留意事項

履修計画の検討及び履修届の提出に当たっては、次の事項に留意してください。

- (1) 修了要件単位は、「2 授業科目の区分別の単位」（9 頁参照）を、授業科目の履修方法は、「3 開設授業科目、単位数、履修方法等」（10 頁～17 頁参照）を、授業科目の内容、開設年次・学期・曜日・時限等は、「2023 年度授業概要（シラバス）」（Web）及び授業時間割表をそれぞれ熟読の上、履修計画を立案してください。

なお、教育職員免許状の取得希望者（専修免許状の取得及び現所有免許状の上進等）は、「第 4 教育職員免許状の所要資格の取得方法」（23 頁～41 頁参照）を併せて熟読してください。特に、開設授業科目の中には、必ずしも教育職員免許状の取得に使用できない科目があるので注意してください。

- (2) 履修計画は、2 年間にわたって立案し、修了要件単位（9 頁参照）及び教育職員免許状所要資格単位（23 頁～41 頁参照）を再確認するとともに、指導教員の指導を受けてください。
- (3) 同一の曜日の同一時限に、複数の授業科目を履修することはできません。
- (4) 既に単位を修得した授業科目を、再履修し、再びその単位を修得することはできません。

第4 教育職員免許状の所要資格の取得方法

1 専修免許状の所要資格の取得方法について

- (1) 本学大学院で所要資格が得られる専修免許状の種類
- (2) 専修免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数
- (3) 専修免許状の分野の記載

表1 (所要資格が得られる専修免許状)

表2 (専修免許状の基礎資格及び最低修得単位数)

表3 (免許対応科目)

2 教育職員検定による場合の最低修得単位数

表4－1 (幼稚園教諭専修免許状)

表4－2 (小学校教諭専修免許状)

表4－3 (中学校教諭専修免許状)

表4－4 (高等学校教諭専修免許状)

表4－5 (特別支援学校教諭専修免許状)

表4－6 (養護教諭専修免許状)

3 二種免許状所有者が一種免許状を取得する場合の単位の修得方法について

4 参考資料

教育職員免許法 (抄)

第4 教育職員免許状の所要資格の取得方法

1 専修免許状の所要資格の取得方法について

(1) 本学大学院で所要資格が得られる専修免許状の種類

教職大学院（専門職学位課程）で所定の単位を修得することによって、所要資格が得られる専修免許状の種類は、表1のとおりです。ただし、専修免許状の所要資格を得ようとする場合は、その免許状（中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状については、その免許教科）に係る一種免許状の所要資格を得るための単位数を有していることが必要です。

(2) 専修免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数

- ① 専修免許状の取得に必要な基礎資格及び最低修得単位数は、表2のとおりです。
 - ② 取得しようとする専修免許状の種類（免許教科）に対応する本学大学院の開設授業科目は表3のとおりです。
- 授業科目と対応する免許状の種類に注意の上、専修免許状に必要な単位を修得してください。

(3) 専修免許状の分野の記載

専修免許状の取得に対応する授業科目の内、表3に記載された同一の分野に関する単位を12単位以上修得した場合は、当該分野を専修免許状に記載することができます。

表1（所要資格が得られる専修免許状）

〔鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程別表第8（第7条第1項関係）抜刷〕

専攻等			教育職員免許状の種類
高度学校教育実践専攻	教科・総合系	国語科教育コース 英語科教育コース 社会科教育コース 数学科教育コース 理科教育コース 技術・工業・情報科教育コース 家庭科教育コース 音楽科教育コース 美術科教育コース 保健体育科教育コース 教育探究総合コース	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教 高等学校教諭専修免許状 国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教 養護教諭専修免許状
		特別支援教育コース	特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域）
	教職系	幼児教育コース 学校づくりマネジメントコース 生徒指導コース 学習指導力・ICT教育実践力開発コース 教員養成特別コース	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教 高等学校教諭専修免許状 国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教 養護教諭専修免許状

表 2（専修免許状の基礎資格及び最低修得単位数）

免許状の種類	基 礎 資 格	最低修得単位数	科目の区分
幼稚園教諭 専修免許状	修士の学位及び幼稚園教諭一種免許状の所要資格を得るための単位数を修得していること。	24	教科及び教職に関する科目
小学校教諭 専修免許状	修士の学位及び小学校教諭一種免許状の所要資格を得るための単位数を修得していること。	24	教科及び教職に関する科目
中学校教諭 専修免許状	修士の学位及び中学校教諭一種免許状の所要資格を得るための単位数を修得していること。	24	教科及び教職に関する科目
高等学校教諭 専修免許状	修士の学位及び高等学校教諭一種免許状の所要資格を得るための単位数を修得していること。	24	教科及び教職に関する科目
特別支援学校教諭 専修免許状	修士の学位及び特別支援学校教諭一種免許状の所要資格を得るための単位数を修得していること。	24	特別支援教育に関する科目
養護教諭 専修免許状	修士の学位及び養護教諭一種免許状の所要資格を得るための単位数を修得していること。	24	養護及び教職に関する科目

表 3（免許対応科目）

科目 区分		授業科目の名称	単 位 数	左記授業科目に対応する教育職員免許状の種類等											
				幼稚園		小学校		中学校		高等学校		養護教諭		特別支援	
				教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名
共通 科目	第1領域	カリキュラムデザインの理論と実践	1	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		教科カリキュラムの構成と理論	1	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
	第2領域	授業の理論と実践	1	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		教育評価の理論と実践	1	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
	第3領域	生徒指導の理論と実践	1	×	—	○	生徒指導・進路指導	全	生徒指導・進路指導	全	生徒指導・進路指導	○	生徒指導・進路指導	×	—
		教育相談の理論と実践	1	○	教育臨床	○	教育臨床	全	教育臨床	全	教育臨床	○	教育臨床	×	—
	第4領域	学級経営の理論と実践	1	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		学校組織マネジメントの理論と実践	1	○	教育制度・学校経営	○	教育制度・学校経営	全	教育制度・学校経営	全	教育制度・学校経営	○	教育制度・学校経営	×	—
	第5領域	Society5.0に向けた教育の情報化・情報教育	1	○	教育心理学・発達心理学	○	教育心理学・発達心理学	全	教育心理学・発達心理学	全	教育心理学・発達心理学	○	教育心理学・発達心理学	×	—
		今日的な特別支援教育の課題とその対応	1	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
	科目 共通科目選択群	学校支援のための教科教育実践演習Ⅰ	2	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		学校支援のための教育総合実践演習Ⅰ	2	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		学校支援のための教科教育実践演習Ⅱ	2	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		学校支援のための教育総合実践演習Ⅱ	2	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		チーム総合演習（教育課題解決のためのプランニング）	4	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		教育課題研究	2	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		幼児・学校教育リフレクション	2	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		教職協働力実践演習Ⅰ	2	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		教職協働力実践演習Ⅱ	2	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
		教職基礎力開発演習Ⅰ	2	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—
	教職基礎力開発演習Ⅱ	2	○	教育内容・方法	○	教育内容・方法	全	教育内容・方法	全	教育内容・方法	○	教育内容・方法	×	—	

科目 区分	授業科目の名称	単 位 数	左記授業科目に対応する教育職員免許状の種類等											
			幼稚園		小学校		中学校		高等学校		養護教諭		特別支援	
			教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名
専 門 科 域 力 目	国語科教育の基礎演習（近現代文学）	1	×	—	×	—	国語	国語教育	国語	国語教育	×	—	×	—
	国語科教育の基礎演習（古典文学・語学）	1	×	—	×	—	国語	国語教育	国語	国語教育	×	—	×	—
	国語科教育（近現代文学）の内容構成演習	1	×	—	×	—	国語	国語教育	国語	国語教育	×	—	×	—
	国語科教育（古典文学）の内容構成演習	1	×	—	×	—	国語	国語教育	国語	国語教育	×	—	×	—
	国語科教育（思考力育成）の教材開発演習	1	×	—	×	—	国語	国語教育	国語	国語教育	×	—	×	—
	国語科教育（読むこと）の教材開発演習	1	×	—	×	—	国語	国語教育	国語	国語教育	×	—	×	—
	国語科教育（話すこと・聞くこと）の学習指導と授業デザイン	1	×	—	×	—	国語	国語教育	国語	国語教育	×	—	×	—
	国語科教育（読むこと）の学習指導と授業デザイン	1	×	—	×	—	国語	国語教育	国語	国語教育	×	—	×	—
	英語科教育の基礎演習A	1	×	—	×	—	英語	英語教育	英語	英語教育	×	—	×	—
	英語科教育の基礎演習B	1	×	—	×	—	英語	英語教育	英語	英語教育	×	—	×	—
	英語科教育の内容構成演習A	1	×	—	×	—	英語	英語教育	英語	英語教育	×	—	×	—
	英語科教育の内容構成演習B	1	×	—	×	—	英語	英語教育	英語	英語教育	×	—	×	—
	英語科教育の教材開発演習A	1	×	—	×	—	英語	英語教育	英語	英語教育	×	—	×	—
	英語科教育の教材開発演習B	1	×	—	×	—	英語	英語教育	英語	英語教育	×	—	×	—
	英語科教育の学習指導と授業デザインA	1	×	—	×	—	英語	英語教育	英語	英語教育	×	—	×	—
	英語科教育の学習指導と授業デザインB	1	×	—	×	—	英語	英語教育	英語	英語教育	×	—	×	—
	社会認識教育（地理歴史）の基礎演習	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	地理歴史	日本史・世界史	×	—	×	—
	社会認識教育（公民）の基礎演習	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	公民	政治・経済	×	—	×	—
	社会認識教育（地理歴史）の内容構成演習A	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	地理歴史	地理	×	—	×	—
	社会認識教育（地理歴史）の内容構成演習B	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	地理歴史	日本史・世界史	×	—	×	—
	社会認識教育（地理歴史）の教材開発演習A	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	地理歴史	地理	×	—	×	—
	社会認識教育（地理歴史）の教材開発演習B	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	地理歴史	日本史・世界史	×	—	×	—
	社会認識教育（地理歴史）の学習指導と授業デザインA	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	地理歴史	地理	×	—	×	—
	社会認識教育（地理歴史）の学習指導と授業デザインB	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	地理歴史	日本史・世界史	×	—	×	—
	社会認識教育（公民）の内容構成演習A	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	公民	政治・経済	×	—	×	—
	社会認識教育（公民）の内容構成演習B	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	公民	政治・経済	×	—	×	—
	社会認識教育（公民）の教材開発演習A	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	公民	政治・経済	×	—	×	—
	社会認識教育（公民）の教材開発演習B	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	公民	政治・経済	×	—	×	—
	社会認識教育（公民）の学習指導と授業デザインA	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	公民	政治・経済	×	—	×	—
	社会認識教育（公民）の学習指導と授業デザインB	1	×	—	×	—	社会	社会科教育	公民	政治・経済	×	—	×	—
	代数・幾何教育の基礎演習	1	×	—	×	—	数学	数学教育	数学	数学教育	×	—	×	—
	解析・確率統計教育の基礎演習	1	×	—	×	—	数学	数学教育	数学	数学教育	×	—	×	—
	算数・数学の内容構成演習A	1	×	—	×	—	数学	数学教育	数学	数学教育	×	—	×	—
	算数・数学の内容構成演習B	1	×	—	×	—	数学	数学教育	数学	数学教育	×	—	×	—
	算数・数学の教材開発演習A	1	×	—	×	—	数学	数学教育	数学	数学教育	×	—	×	—
	算数・数学の教材開発演習B	1	×	—	×	—	数学	数学教育	数学	数学教育	×	—	×	—
	算数・数学の学習指導と授業デザインA	1	×	—	×	—	数学	数学教育	数学	数学教育	×	—	×	—
	算数・数学の学習指導と授業デザインB	1	×	—	×	—	数学	数学教育	数学	数学教育	×	—	×	—

科目 区分		授業科目の名称	単位 数	左記授業科目に対応する教育職員免許状の種類等											
				幼稚園		小学校		中学校		高等学校		養護教諭		特別支援	
				教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名
専 門 科 域 力 目	教 科	自然科学教育の基礎演習A	1	×	—	×	—	理科	理科教育	理科	物理・化学・ 生物・地学・ 理科教育	×	—	×	—
		自然科学教育の基礎演習B	1	×	—	×	—	理科	理科教育	理科	物理・化学・ 生物・地学・ 理科教育	×	—	×	—
		自然科学教育（理科）の内 容構成演習A	1	×	—	×	—	理科	理科教育	理科	物理・化学・ 生物・地学・ 理科教育	×	—	×	—
		自然科学教育（理科）の内 容構成演習B	1	×	—	×	—	理科	理科教育	理科	物理・化学・ 生物・地学・ 理科教育	×	—	×	—
		自然科学教育（理科）の教 材開発演習A	1	×	—	×	—	理科	理科教育	理科	物理・化学・ 生物・地学・ 理科教育	×	—	×	—
		自然科学教育（理科）の教 材開発演習B	1	×	—	×	—	理科	理科教育	理科	物理・化学・ 生物・地学・ 理科教育	×	—	×	—
		自然科学教育（理科）の学 習指導と授業デザインA	1	×	—	×	—	理科	理科教育	理科	物理・化学・ 生物・地学・ 理科教育	×	—	×	—
		自然科学教育（理科）の学 習指導と授業デザインB	1	×	—	×	—	理科	理科教育	理科	物理・化学・ 生物・地学・ 理科教育	×	—	×	—
		技術・工業教育の基礎演習	1	×	—	×	—	技術	技術教育	工業	工業	×	—	×	—
		技術・情報教育の基礎演習	1	×	—	×	—	技術	技術教育	情報	情報教育	×	—	×	—
		ものづくり教育（技術・工 業）の内容構成演習A	1	×	—	×	—	技術	技術教育	工業	工業	×	—	×	—
		ものづくり教育（技術・工 業）の内容構成演習B	1	×	—	×	—	技術	技術教育	工業	工業	×	—	×	—
		ものづくり教育（技術・工 業）の教材開発演習A	1	×	—	×	—	技術	技術教育	工業	工業	×	—	×	—
		ものづくり教育（技術・工 業）の教材開発演習B	1	×	—	×	—	技術	技術教育	工業	工業	×	—	×	—
		ものづくり教育（技術・工業） の学習指導と授業デザインA	1	×	—	×	—	技術	技術教育	工業	工業	×	—	×	—
		ものづくり教育（技術・工業） の学習指導と授業デザインB	1	×	—	×	—	技術	技術教育	工業	工業	×	—	×	—
		科 域 力	情報教育（技術・情報）の 内容構成演習A	1	×	—	×	—	技術	技術教育	情報	情報教育	×	—	×
	情報教育（技術・情報）の 内容構成演習B		1	×	—	×	—	技術	技術教育	情報	情報教育	×	—	×	—
	情報教育（技術・情報）の 教材開発演習A		1	×	—	×	—	技術	技術教育	情報	情報教育	×	—	×	—
	情報教育（技術・情報）の 教材開発演習B		1	×	—	×	—	技術	技術教育	情報	情報教育	×	—	×	—
	情報教育（技術・情報）の 学習指導と授業デザインA		1	×	—	×	—	技術	技術教育	情報	情報教育	×	—	×	—
	情報教育（技術・情報）の 学習指導と授業デザインB		1	×	—	×	—	技術	技術教育	情報	情報教育	×	—	×	—
	生活科学教育（家庭）の基 礎演習		1	×	—	×	—	家庭	家政教育	家庭	家政教育	×	—	×	—
	生活創造教育（家庭）の基 礎演習		1	×	—	×	—	家庭	家政教育	家庭	家政教育	×	—	×	—
	生活科学教育（家庭）の内 容構成演習		1	×	—	×	—	家庭	家政教育	家庭	家政教育	×	—	×	—
	生活創造教育（家庭）の内 容構成演習		1	×	—	×	—	家庭	家政教育	家庭	家政教育	×	—	×	—
	生活科学教育（家庭）の教 材開発演習		1	×	—	×	—	家庭	家政教育	家庭	家政教育	×	—	×	—
	生活創造教育（家庭）の教 材開発演習		1	×	—	×	—	家庭	家政教育	家庭	家政教育	×	—	×	—
	生活科学教育（家庭）の学 習指導と授業デザイン		1	×	—	×	—	家庭	家政教育	家庭	家政教育	×	—	×	—
	生活創造教育（家庭）の学 習指導と授業デザイン		1	×	—	×	—	家庭	家政教育	家庭	家政教育	×	—	×	—
	音楽教育の基礎演習		1	×	—	×	—	音楽	音楽教育	音楽	音楽教育	×	—	×	—
	器楽教育の基礎演習		1	×	—	×	—	音楽	音楽教育	音楽	音楽教育	×	—	×	—
	音楽科の内容構成演習A		1	×	—	×	—	音楽	音楽教育	音楽	音楽教育	×	—	×	—
	音楽科の内容構成演習B	1	×	—	×	—	音楽	音楽教育	音楽	音楽教育	×	—	×	—	

科目 区分		授業科目の名称	単位 数	左記授業科目に対応する教育職員免許状の種類等											
				幼稚園		小学校		中学校		高等学校		養護教諭		特別支援	
				教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名
専 門 科 目	教 育 科	音楽科の教材開発演習A	1	×	—	×	—	音楽	音楽教育	音楽	音楽教育	×	—	×	—
		音楽科の教材開発演習B	1	×	—	×	—	音楽	音楽教育	音楽	音楽教育	×	—	×	—
		音楽科の学習指導と授業デザインA	1	×	—	×	—	音楽	音楽教育	音楽	音楽教育	×	—	×	—
		音楽科の学習指導と授業デザインB	1	×	—	×	—	音楽	音楽教育	音楽	音楽教育	×	—	×	—
		美術教育の基礎演習A	1	×	—	×	—	美術	美術教育	美術	美術教育	×	—	×	—
		美術教育の基礎演習B	1	×	—	×	—	美術	美術教育	美術	美術教育	×	—	×	—
		美術の内容構成演習A	1	×	—	×	—	美術	美術教育	美術	美術教育	×	—	×	—
		美術の内容構成演習B	1	×	—	×	—	美術	美術教育	美術	美術教育	×	—	×	—
		美術の教材開発演習A	1	×	—	×	—	美術	美術教育	美術	美術教育	×	—	×	—
		美術の教材開発演習B	1	×	—	×	—	美術	美術教育	美術	美術教育	×	—	×	—
	領 域 力	美術の学習指導と授業デザインA	1	×	—	×	—	美術	美術教育	美術	美術教育	×	—	×	—
		美術の学習指導と授業デザインB	1	×	—	×	—	美術	美術教育	美術	美術教育	×	—	×	—
		健康・スポーツ教育の基礎演習A	1	×	—	×	—	保健 体育	保健体育	保健 体育	保健体育	×	—	×	—
		健康・スポーツ教育の基礎演習B	1	×	—	×	—	保健 体育	保健体育	保健 体育	保健体育	×	—	×	—
		健康・スポーツ教育（体育） の内容構成演習A	1	×	—	×	—	保健 体育	保健体育	保健 体育	保健体育	×	—	×	—
		健康・スポーツ教育（体育） の内容構成演習B	1	×	—	×	—	保健 体育	保健体育	保健 体育	保健体育	×	—	×	—
		健康・スポーツ教育（体育） の教材開発演習A	1	×	—	×	—	保健 体育	保健体育	保健 体育	保健体育	×	—	×	—
		健康・スポーツ教育（体育） の教材開発演習B	1	×	—	×	—	保健 体育	保健体育	保健 体育	保健体育	×	—	×	—
		健康・スポーツ教育（体育）の 学習指導と授業デザインA	1	×	—	×	—	保健 体育	保健体育	保健 体育	保健体育	×	—	×	—
		健康・スポーツ教育（体育）の 学習指導と授業デザインB	1	×	—	×	—	保健 体育	保健体育	保健 体育	保健体育	×	—	×	—
	教 育 総 合 力	STEAMと教科横断の教育的探究	1	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	×	—
		STEAMと教科横断の授業デザイン	1	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	×	—
		消費と生活の教育総合デザイン	1	○	消費者教育	○	消費者教育	全	消費者教育	全	消費者教育	○	消費者教育	×	—
		環境と人間の教育的探究	1	○	環境教育	○	環境教育	全	環境教育	全	環境教育	○	環境教育	×	—
		環境と人間の教育総合デザイン	1	○	環境教育	○	環境教育	全	環境教育	全	環境教育	○	環境教育	×	—
		学校防災の教育総合デザイン	1	○	防災教育	○	防災教育	全	防災教育	全	防災教育	○	防災教育	×	—
		哲学と対話の教育的探究	1	○	哲学教育	○	哲学教育	全	哲学教育	全	哲学教育	○	哲学教育	×	—
		国際理解の教育的探究	1	○	国際理解教育	○	国際理解教育	全	国際理解教育	全	国際理解教育	○	国際理解教育	×	—
		国際理解の教育総合デザイン	1	○	国際理解教育	○	国際理解教育	全	国際理解教育	全	国際理解教育	○	国際理解教育	×	—
	幼 児 教 育 実 践 力	乳幼児期から児童期の発達心理と保育	1	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
		幼児期から児童期の子どもの発達と支援	1	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
		幼児教育の理論と実践	1	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
		コンピテンシー・ベースの幼児教育	1	○	幼児教育	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—
		小学校への接続・連携を見通した幼児教育	1	○	幼児教育	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—
		子ども家族支援の実践と課題	1	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
		家庭教育支援演習	1	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
		幼児教育マネジメント演習	1	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
		幼児教育におけるICTの活用	1	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
		園の組織マネジメントの理論と実践	1	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
幼児教育実践フィールド研究Ⅰ		1	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—	
幼児教育実践フィールド研究Ⅱ		1	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—	
特 別 支 援 実 践 力		特別支援教育におけるキャリア教育・進路指導デザインA	1	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
		特別支援教育におけるキャリア教育・進路指導デザインB	1	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
		特別支援教育における心理行動支援A	1	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育

科目 区分	授業科目の名称	単 位 数	左記授業科目に対応する教育職員免許状の種類等											
			幼稚園		小学校		中学校		高等学校		養護教諭		特別支援	
			教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名
専 門 科 目	特別支援教育における心理 行動支援B	1	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
	特別支援教育における医 療・教育の連携A	1	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
	特別支援教育における医 療・教育の連携B	1	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
	特別支援教育における心理 学・教育学の連携A	1	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
	特別支援教育における心理 学・教育学の連携B	1	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
	リーダーシップとコミュニケーション	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	地域の教育課題と教育行政の実務	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	教育法規実践演習	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	学校危機管理の実践	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	学校防災教育の開発	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	学校におけるカリキュラム マネジメントの推進	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	家庭・地域・学校の連携構築	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	学校ビジョンの構築と教職 員の組織化	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	教職員の人材育成と校内研修	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	ミドルリーダー課題演習	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	学校づくりマネジメントリ フレクションⅠ	2	○	学校経営	○	学校経営	全	学校経営	全	学校経営	○	学校経営	×	—
	学校づくりマネジメントリ フレクションⅡ	2	○	学校経営	○	学校経営	全	学校経営	全	学校経営	○	学校経営	×	—
	学校心理学	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	生徒指導事例検討	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	チーム支援とコーディネート	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	集団づくりとグループアプローチ	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	生徒指導の国際比較研究	2	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	いじめ・不登校防止の理論と実践	2	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	道徳教育と特別活動の理論と実践	2	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	生徒指導リフレクションⅠ	2	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	生徒指導リフレクションⅡ	2	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	教育評価の実際と事例分析	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	学校教育におけるICT活 用と情報デザイン	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	総合的な学習の時間のカリ キュラム開発	1	×	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	校種間連携に視座した教 材・教具の開発演習	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	学習者の心理とアクティブラーニング	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	ワークショップ型研修の技法	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	1人1台タブレット時代の 授業改善・教育改善	1	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	学習指導力開発演習	1	○	—	○	—	全	—	全	—	全	—	×	—
	教科・研究主任の力量形成	1	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	×	—
	学習指導リフレクションⅠ	2	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	×	—
	学習指導リフレクションⅡ	2	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	×	—
教 職 実 践 力	学習指導要領と教育課程A	1	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	—	×	—
	学習指導要領と教育課程B	1	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	—	×	—
	教育実践の事例研究A	1	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	—	×	—
	教育実践の事例研究B	1	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	—	×	—
	生徒指導実践演習A	1	×	—	○	生徒指導・ 進路指導	全	生徒指導・ 進路指導	全	生徒指導・ 進路指導	○	生徒指導	×	—
	生徒指導実践演習B	1	×	—	○	生徒指導・ 進路指導	全	生徒指導・ 進路指導	全	生徒指導・ 進路指導	○	生徒指導	×	—
	学級経営実践演習A	1	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	—	×	—
	学級経営実践演習B	1	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	—	×	—

科目 区分	授業科目の名称	単 位 数	左記授業科目に対応する教育職員免許状の種類等											
			幼稚園		小学校		中学校		高等学校		養護教諭		特別支援	
			教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名
専 門 科 目	教育実践研究Ⅰ（国語）	2	×	—	×	—	国語	国語教育	国語	国語教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（国語）	4	×	—	×	—	国語	国語教育	国語	国語教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（英語）	2	×	—	×	—	英語	英語教育	英語	英語教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（英語）	4	×	—	×	—	英語	英語教育	英語	英語教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（地理歴史）	2	×	—	×	—	社会	社会科教育	地理 歴史	地理	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（地理歴史）	4	×	—	×	—	社会	社会科教育	地理 歴史	日本史・ 世界史	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（公民）	2	×	—	×	—	社会	社会科教育	公民	政治経済	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（公民）	4	×	—	×	—	社会	社会科教育	公民	政治経済	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（数学）	2	×	—	×	—	数学	数学教育	数学	数学教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（数学）	4	×	—	×	—	数学	数学教育	数学	数学教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（理科）	2	×	—	×	—	理科	理科教育	理科	物理・化学・ 生物・地学・ 理科教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（理科）	4	×	—	×	—	理科	理科教育	理科	物理・化学・ 生物・地学・ 理科教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（技術・工業）	2	×	—	×	—	技術	技術教育	工業	工業	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（技術・工業）	4	×	—	×	—	技術	技術教育	工業	工業	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（情報）	2	×	—	×	—	×	—	情報	情報教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（情報）	4	×	—	×	—	×	—	情報	情報教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（家庭）	2	×	—	×	—	家庭	家政教育	家庭	家政教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（家庭）	4	×	—	×	—	家庭	家政教育	家庭	家政教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（音楽）	2	×	—	×	—	音楽	音楽教育	音楽	音楽教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（音楽）	4	×	—	×	—	音楽	音楽教育	音楽	音楽教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（美術）	2	×	—	×	—	美術	美術教育	美術	美術教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（美術）	4	×	—	×	—	美術	美術教育	美術	美術教育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（体育）	2	×	—	×	—	保健 体育	保健体育	保健 体育	保健体育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（体育）	4	×	—	×	—	保健 体育	保健体育	保健 体育	保健体育	×	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（総合）	2	○	総合教育	○	総合教育	全	総合教育	全	総合教育	○	総合教育	×	—
	教育実践研究Ⅱ（総合）	4	○	総合教育	○	総合教育	全	総合教育	全	総合教育	○	総合教育	×	—
	教育実践研究Ⅰ（幼児教育）	2	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
	教育実践研究Ⅱ（幼児教育）	4	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
	教育実践研究Ⅰ（特別支援）	2	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
	教育実践研究Ⅱ（特別支援）	4	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
	教育実践研究Ⅰ（学校づくり マネジメント）	2	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（学校づくり マネジメント）	4	○	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（生徒指導・ 教育相談）	2	×	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（生徒指導・ 教育相談）	4	×	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（学習指導 力開発）	2	×	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（学習指導 力開発）	4	×	—	○	—	全	—	全	—	○	—	×	—
	教育実践研究Ⅰ（教員養成 特別）	2	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	—	×	—
	教育実践研究Ⅱ（教員養成 特別）	4	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	—	×	—
実 習 科 目	教育課題フィールドワーク	2	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	×	—
	教科教育実践フィールド ワーク	8	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	×	—
	教科教育フィールドワークA	2	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	×	—
	教科教育フィールドワークB	4	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	×	—
	教科教育フィールドワークC	4	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	×	—
	教育総合実践フィールド ワーク	8	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	×	—
	教育総合フィールドワークA	2	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	×	—
	教育総合フィールドワークB	4	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	×	—
	教育総合フィールドワークC	4	×	—	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	×	—
	教育実践フィールドワーク	8	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	×	—

科目 区分	授業科目の名称	単 位 数	左記授業科目に対応する教育職員免許状の種類等											
			幼稚園		小学校		中学校		高等学校		養護教諭		特別支援	
			教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名	教科 等	分野名
実 習 科 目	特別支援フィールドワーク	3	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
	教育実践フィールドワーク (特別支援)	7	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
	総合インターンシップ (特別 支援)	7	×	—	×	—	×	—	×	—	×	—	○	特別支援教育
	基礎インターンシップ (幼児 教育)	4	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
	総合インターンシップⅠ (幼児 教育)	2	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
	総合インターンシップⅡ (幼児 教育)	4	○	幼児教育	○	幼児教育	×	—	×	—	○	幼児教育	×	—
	基礎インターンシップ (教員 養成特別)	4	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	×	—
	総合インターンシップⅠ (教員 養成特別)	2	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	×	—
	総合インターンシップⅡ (教員 養成特別)	4	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	×	—
	総合特別インターンシップ Ⅰ (教員養成特別)	2	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	×	—
	総合特別インターンシップ Ⅱ (教員養成特別)	4	○	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	全	教育内容・ 方法	○	教育内容・ 方法	×	—

◆表の記号について◆

「○」印について

該当する教育職員免許状に対応する授業科目であることを示す。

「全」印について

本学が認定を受けている、中学校及び高等学校教諭免許状全ての教科に対応していることを示す。

また、教科等欄に各教科名が記載されているものについては、その教科のみに対応していることを示す。

2 教育職員検定による場合の最低修得単位数

一種免許状を取得した後、当該免許状相当の学校の教員又は講師として3年以上の在職年数がある場合は、次の単位数を大学院で修得することによって当該一種免許状に対応する専修免許状の所要資格を得ることができます。（教育職員免許法 別表第3、第6、第7）

なお、この適用を受ける場合には、各都道府県教育委員会において単位の修得方法が定められていますので、あらかじめ勤務校の所在地の都道府県教育委員会に照会し、確認してください。

表4－1（幼稚園教諭専修免許状）

基 礎 と な る 免 許 状	幼 稚 園 教 諭 一 種 免 許 状
在 職 年 数	3年以上
最 低 修 得 単 位 数	15単位以上

- ① 在職年数及び単位修得は、幼稚園教諭一種免許状を取得した後のものに限られます。
- ② 在職年数には、特別支援学校の幼稚部の教員としての期間を含みます。
- ③ 休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は、在職年数には含まれません。

表4－2（小学校教諭専修免許状）

基 礎 と な る 免 許 状	小 学 校 教 諭 一 種 免 許 状
在 職 年 数	3年以上
最 低 修 得 単 位 数	15単位以上

- ① 在職年数及び単位修得は、小学校教諭一種免許状を取得した後のものに限られます。
- ② 在職年数には、特別支援学校の小学部の教員としての期間を含みます。
- ③ 休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は、在職年数には含まれません。

表4－3（中学校教諭専修免許状）

基 礎 と な る 免 許 状	中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状
在 職 年 数	3年以上
最 低 修 得 単 位 数	15単位以上

- ① 在職年数及び単位修得は、中学校教諭一種免許状を取得した後のものに限られます。
- ② 在職年数は、当該免許状の教科を担当した期間であることを要します。
- ③ 在職年数には、特別支援学校の中学部の教員として当該免許状の教科を担当した期間を含みます。
- ④ 休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は、在職年数には含まれません。

表4－4（高等学校教諭専修免許状）

基 礎 と な る 免 許 状	高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状
在 職 年 数	3年以上
最 低 修 得 単 位 数	15単位以上

- ① 在職年数及び単位修得は、高等学校教諭一種免許状を取得した後のものに限られます。
- ② 在職年数には、当該免許状の教科を担当した期間であることを要します。

- ③ 在職年数には、特別支援学校の高等部の教員として当該免許状の教科を担当した期間を含みます。
- ④ 休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は、在職年数には含まれません。

表 4－5（特別支援学校教諭専修免許状）

基 礎 と な る 免 許 状	特 別 支 援 学 校 教 諭 一 種 免 許 状
在 職 年 数	3 年以上
最 低 修 得 単 位 数	15 単位以上

- ① 在職年数及び単位修得は、特別支援学校教諭一種免許状を取得した後のものに限られます。
- ② 休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は、在職年数には含まれません。

表 4－6（養護教諭専修免許状）

基 礎 と な る 免 許 状	養 護 教 諭 一 種 免 許 状
在 職 年 数	3 年以上
最 低 修 得 単 位 数	15 単位以上

- ① 在職年数及び単位修得は、養護教諭一種免許状を取得した後のものに限られます。
- ② 在職年数は、養護教諭・養護助教諭又は養護職員として在職した年数です。
- ③ 休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は、在職年数には含まれません。

3 二種免許状所有者が一種免許状を取得する場合の単位の修得方法について

- (1) 現職教員の教育職員検定制度（在職年数）を活用して上進する場合
二種免許状を取得した後、当該免許状を要する学校の教員又は講師として5年以上の在職年数がある場合は、その在職年数に応じた単位数を修得することによって、一種免許状の所要資格を得ることができます。
- なお、この適用を受ける場合には、各都道府県教育委員会において単位の修得方法が定められていますので、あらかじめ勤務校の所在地の都道府県教育委員会に照会し、確認してください。
- (2) 教員としての在職年数がない場合
一種免許状の最低単位数（34 頁参照）から二種免許状取得当時に大学等で修得した単位数を差し引いた単位数を修得することによって、一種免許状の所要資格を得ることができます。
- なお、単位の修得方法は、出身大学の学力に関する証明書（教員免許用）を持参の上、教務課に相談してください。
- (3) 単位の修得方法
上記(1)及び(2)の単位は、学部の開設する授業科目の単位を修得する必要がありますが、大学院生が在学年限内に履修し、修得することができる学部授業科目の単位数は、40 単位以内に限定されていますので、この範囲内で履修計画を立ててください。
- ただし、現職教員は、特別の事情がある場合に限り、46 単位まで認めることがあります。

4 参考資料

【教育職員免許法（抄）】

(授与)

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- (1) 18歳未満の者
 - (2) 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
 - (3) 成年被後見人又は被保佐人
 - (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (5) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - (6) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - (7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 前項本文の規定にかかわらず、別表第1から別表第2の2までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第9条の3第1項に規定する免許状更新講習をいう。以下第9条の2までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める2年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。
- 3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第1項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
- 4 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。
- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者
- 5 第7項で定める授与権者は、第3項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。
- 6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第1項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。
- (1) 短期大学士の学位（学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）又は準学士の称号を有する者
 - (2) 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
- 7 免許状は、都道府県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

(免許状の授与の手続等)

第5条の2 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

- 2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第1の第3欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、1又は2以上の特別支援教育領域を定めるものとする。
- 3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者

は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

(教育職員検定)

第6条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。

2 学力及び実務の検定は、第5条第3項及び第6項、前条第3項並びに第18条の場合を除くほか、別表第3又は別表第5から別表第8までに定めるところによつて行わなければならない。

3 1以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第1項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第4の定めるところによつて行わなければならない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、第5条第3項及び第6項、前条第3項並びに第18条の場合を除くほか、別表第3から別表第8までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に普通免許状を授与するため行う教育職員検定は、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める2年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

(外国において授与された免許状を有する者等の特例)

第18条 外国（本州、北海道、四国、九州及び文部科学省令で定めるこれらに附属する島以外の地域をいう。以下同じ。）において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者については、この法律及びこの法律施行のために発する法令の規定に準じ、教育職員検定により、各相当の免許状を授与することができる。

別表第一（第5条、第5条の2関係）

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	
免許状 の種類	所要資格	基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職 に関する科目	特別支援教育 に関する科目
幼稚園 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校 学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特 別 支 援 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16

備 考

- 1 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 1の2 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第16条の3第4項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 2 第2欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学（短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ。）の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 2の2 第2欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 2の3 第2欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 3 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第3欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 4 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 5 第3欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
 - イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
 - ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの
- 6 前号の認定課程には、第3欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
- 7 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 8 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第3欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二（第5条関係）

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄
免許状 の種類	所要資格	基 礎 資 格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする養護及び教職に関する科目の最低単位数
	専修免許状	修士の学位を有すること。	80
養 護 教 諭	一種免許状	イ 学士の学位を有すること。	56
		ロ 保健師助産師看護師法第 7 条第 1 項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	12
	二種免許状	ハ 保健師助産師看護師法第 7 条第 3 項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	22
		イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	42
		ロ 保健師助産師看護師法第 7 条第 1 項の規定により保健師の免許を受けていること。	
		ハ 保健師助産師看護師法第 51 条第 1 項の規定に該当すること又は同条第 3 項の規定により免許を受けていること。	

備 考

1

第 2 欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、学校教育法第 104 条第 2 項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）若しくは同条第 6 項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。

2

専修免許状に係る第 3 欄に定める単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める単位数を指し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

3

この表の一種免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第 3 欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。

4

一種免許状に係る第 3 欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第三（第6条関係）

第 1 欄	受けようとする 免許状の種類 所要資格	幼稚園 教 諭			小 学 校 教 諭			中 学 校 教 諭			高等学校 教 諭					
		専 修 免 許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	専 修 免 許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	専 修 免 許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	専 修 免 許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状			
第 2 欄	有することを必要とする第1欄に掲げる教員（当該学校の助教諭を含む。第3欄において同じ。）の免許状の種類	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状	臨 時 免 許 状	一 種 免 許 状	特 別 免 許 状	二 種 免 許 状	特 別 免 許 状	臨 時 免 許 状	一 種 免 許 状	特 別 免 許 状	二 種 免 許 状	臨 時 免 許 状	一 種 免 許 状	特 別 免 許 状	臨 時 免 許 状
第 3 欄	第2欄に定める各免許状を取得した後、第1欄に掲げる教員又は当該学校の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭若しくは講師（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	5	6	3	3	5	3	6	3	3	5	6	3	3	5
第 4 欄	第2欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数	15	45	45	15	41	45	26	45	15	25	45	45	15	25	45
備 考																
1 実務の検定は第3欄により、学力の検定は第4欄によるものとする（別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の場合においても同様とする。）。																
2 第3欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつては私立学校を設置する学校法人等の理事長とする（別表第五の第2欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第3欄の場合においても同様とする。）。																
3 第3欄の「第1欄に掲げる教員」には、これに相当するものとして文部科学省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての第3欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。																
4 専修免許状に係る第4欄に定める単位数のうち15単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする（別表第五の第3欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第4欄の場合においても同様とする。）。																

- 5 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第4欄に定める単位数は、短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる（別表第五の第3欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第4欄の場合においても同様とする。）。
- 6 第4欄の単位数（第4号に規定するものを含む。）は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる（別表第四及び別表第五の第3欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第4欄の場合においても同様とする。）。
- 7 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者（小学校教諭の特別免許状を有する者でこの表の規定により小学校教諭の一種免許状の授与を受けようとするものを除く。）について、第3欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、5単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第4欄に定める最低単位数から10単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六及び別表第六の二の場合においても同様とする。）
- 8 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して12年を経過したもの（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員を除く。）の免許管理者は、当該12年を経過した日（第10号において「経過日」という。）から起算して3年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第9号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。
- 9 前号に規定する者を任命し、又は雇用する者は、前号の規定により指定される大学の課程等において当該者が単位を修得することができる機会を与えるように努めなければならない。
- 10 第8号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して3年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第7号の規定にかかわらず、当該日の翌日以後は、第4欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。
- 11 文部科学大臣は、第6号の規定による認定に関する事務を機構に行わせるものとする（別表第四から別表第八までの場合においても同様とする。）。

別表第四（第6条関係）

第 1 欄	受けようとする他の教科についての免許状の種類 所要資格	中 学 校 教 諭			高 等 学 校 教 諭	
		専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状
第 2 欄	有することを必要とする第1欄に掲げる教員の1以上の教科についての免許状の種類	専修免許状	一種又専修免許状 又 は 専修免許状	二種又専修免許状 又 は 専修免許状	専修免許状	一種又専修免許状 又 は 専修免許状
第 3 欄	大学において修得することを必要とする教科及び教職に関する科目の最低単位数	52	28	13	48	24
備 考 1 学力の検定は、第3欄によるものとする。 2 専修免許状に係る第3欄に定める単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。 3 中学校教諭の一種免許状に係る第3欄に定める単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から中学校教諭の二種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。 4 この表の規定により他の教科についての専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科について的一种免許状又は二種免許状を有するときは、専修免許状又は一種免許状の項第3欄に定める単位数からそれぞれ一種免許状又は二種免許状の項第3欄に定める単位数を差し引くものとする。 5 第16条の4第1項の一種免許状を有する者が高等学校教諭の同項の文部科学省令で定める事項に係る教科について的一种免許状の授与を受けようとする場合については、当該教科を他の教科とみなし、同項の免許状を1以上の教科について的一种免許状とみなして、この表の高等学校教諭の一種免許状の項の規定を適用する。この場合においては、同項第3欄に定める単位数から文部科学省令で定める単位数を差し引くものとする。						

別表第六（第6条関係）

第1欄	受けようとする免許状の種類 所要資格	養 護 教 諭		
		専修免許状	一種免許状	二種免許状
第2欄	有することを必要とする養護教諭又は養護助教諭の免許状の種類	一種免許状	二種免許状	臨時免許状
第3欄	第2欄に定める各免許状を取得した後、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	3	6
第4欄	第2欄に定める各免許状を取得した後、大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数	15	20	30
備 考 1 この表の規定により一種免許状を受けようとする者が、別表第二の二種免許状の口の項の規定により授与された二種免許状を有するときは、一種免許状の項第3欄中「3」とあるのは「1」と、同項第4欄中「20」とあるのは「10」と読み替えるものとする。 2 この表の規定により二種免許状を受けようとする者が、保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受けている場合においては、二種免許状の項第3欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（1年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第4欄中「30」とあるのは、「10」と読み替えるものとする。 3 第2欄の臨時免許状を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部科学省令で定める者を含むものとし、その者についての二種免許状の項第3欄及び第4欄の規定の適用については、当該文部科学省令で定める者となつたことをもつて臨時免許状の取得とみなす。 4 第3欄の「養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。				

別表第七（第6条関係）

第1欄	受けようとする免許状の種類 所要資格	特 別 支 援 学 校 教 諭		
		専修免許状	一種免許状	二種免許状
第2欄	有することを必要とする特別支援学校の教員（二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員）の免許状の種類	一種免許状	二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状
第3欄	第2欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校の教員（二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	3	3
第4欄	第2欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数	15	6	6
備 考 この表の規定により専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る第3欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数とする。				

別表第八（第6条関係）

第1欄	受けようとする 免許状の種類 所要資格	幼稚園教諭	小学校教諭		中学校教諭		高等学校教諭
		二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状	二種免許状	一種免許状
第2欄	有することを必要とする学校の免許状	普小 通学 免校 許教 状諭	普幼 通稚 免園 許教 状諭	普中 通学 免校 許教 状諭	普小 通学 免校 許教 状諭	普高 通等 免学 校教 諭	（普中 二種 通学 免校 免許 状諭 を除く。）
第3欄	第2欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師を含み、小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	3	3	3	3	3
第4欄	第2欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数	6	13	12	14	9	12
備 考 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。							

第 5 教育職員免許状以外の資格取得

1 学校図書館司書教諭

第5 教育職員免許状以外の資格取得

1 【学校図書館司書教諭】

- (1) 学校図書館司書教諭となるためには、本学が開設する下記の学部授業科目を履修することによって、学校図書館司書教諭の資格が得られます。(学部授業科目の履修については18頁参照)
- (2) 学校図書館司書教諭講習規程による講習は、毎年官報で公示されますが、本学在学中に当該科目を履修し、所定の単位を修得した者は、講習を開設する大学（実施機関）に受講申込をすれば、講習に出席を要せず、修了証書が授与されます。資格取得希望者は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の普通免許状を取得後、「学校図書館司書教諭講習」の実施機関（本学は、講習実施大学です。）に申請してください。
- (3) 学校図書館司書教諭講習規程により、修得すべき科目及び単位と本学で開設する授業科目及び単位との関係は、次のとおりです。

省 令 科 目	単位数	本 学 開 設 授 業 科 目	単位数
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2

第6 学内諸規則

- 1 国立大学法人鳴門教育大学学則
- 2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程
- 3 鳴門教育大学学位規程
- 4 鳴門教育大学学位授与の手續に関する細則
- 5 鳴門教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生規則
- 6 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラムに関する取扱要項
- 7 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラム受講におけるプログラム種別の変更に関する申合せ
- 8 鳴門教育大学大学院学校教育研究科教職大学院遠隔教育プログラムに関する取扱要項
- 9 鳴門教育大学大学院学校教育研究科認定プログラムに関する取扱要項
- 10 学校教員養成プログラム及び資格取得プログラム受講者の学部において開設する教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目の履修に関する細則
- 11 大学院学生の教育実習履修に関する細則
- 12 鳴門教育大学入学者の既修得単位の取扱いに関する規程
- 13 鳴門教育大学大学院成績評価のガイドライン
- 14 成績評価の異議申立てに関する申合せ
- 15 鳴門教育大学大学院学校教育研究科における学部の授業科目の履修に関する内規
- 16 気象警報等発令時及び交通機関の不通時の授業休講について

第6 学 内 諸 規 則

1 国立大学法人鳴門教育大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「本法人」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）の規定に基づき、鳴門教育大学（以下「本学」という。）を設置する。

2 本学は、学校教育にかかる諸科学の理論的及び実践的研究を総合的に推進するとともに、豊かな教養を培い、人間性に対する多面的な理解と深い人間愛とに支えられた教育者としての使命感をもつ有為な教員を育成し、もって教育、学術及び文化の進展に寄与することを目的とする。

第2節 運 営 組 織

(役 員)

第2条 本法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。

2 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(副理事)

第2条の2 本法人に副理事を置くことができる。

2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第3条 本法人に、役員会を置く。

(経営協議会)

第4条 本法人に、経営協議会を置く。

(教育研究評議会)

第5条 本法人に、教育研究評議会を置く。

(学長選考・監察会議)

第6条 本法人に、学長選考・監察会議を置く。

(監査室)

第7条 本法人に、監査室を置く。

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

(役員会等の必要事項)

第9条 第3条から前条までに規定する役員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 自己点検・評価及び教育研究等の状況の公表

(自己点検・評価)

第10条 本学は、教育水準の向上を図り、第1条第2項の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第11条 本学は、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表する。

第4節 組 織

(学 部)

第12条 本学に、学校教育学部を置く。

2 学校教育学部は、学校教育教員養成課程を置く。

(大学院)

第13条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に学校教育研究科を置き、課程は修士課程及び専門職学位課程とする。

3 前項の専門職学位課程は、教職大学院の課程とする。

(附属図書館)

第14条 本学に、附属図書館を置く。

(学内教育研究施設)

第15条 本学に、教育実習総合支援センター、長期履修学生支援センター、地域連携センター、情報基盤センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、予防教育科学センター、生徒指導支援センター、発達臨床センター、セルフデザイン型学修支援センター及び遠隔教育推進センターを置く。

(厚生補導施設)

第16条 本学に、心身健康センターを置く。

(附属学校)

第17条 本学に附属して、次の学校を置く。

幼稚園

小学校

中学校

特別支援学校

(事務組織)

第18条 本学に、学長及び理事を補佐しその命じられた業務を執行する組織として、事務組織を置く。

(教員組織)

第19条 本学に、教育研究上の目的を達成するための組織として、専攻を置く。

(その他の組織)

第19条の2 第12条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合は、その他の組織を置くことができる。

(附属図書館等の必要事項)

第20条 第14条から前条までに規定する附属図書館等について必要な事項は、別に定める。

第21条 削除

(附属学校部)

第22条 本学に、第17条で定める学校を総括する附属学校部を置く。

2 附属学校部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 職員及び組織の長等

(職員)

第23条 本法人に、教授、准教授、講師、助教、助手、校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

(副学長及び各組織の長等)

第24条 本学に、副学長を置く。

2 本学に、附属図書館長、教育実習総合支援センター所長、長期履修学生支援センター所長、地域連携センター所長、情報基盤センター所長、小学校英語教育センター所長、教員教育国際協力センター所長、予防教育科学センター所長、生徒指導支援センター所長、発達臨床センター所長、セルフデザイン型学修支援センター所長、遠隔教育推進センター所長、心身健康センター所長及び附属学校長（附属幼稚園にあっては園長とする。）を置く。

3 本学に、専攻長（第19条で規定する専攻の長をいう。）及び附属学校部長（第22条で規定する附属学校部の長をいう。）を置く。

4 第1項に規定する副学長、第2項及び第3項に規定する各組織の長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第24条の2 本学に学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(特命補佐)

第24条の3 本学に特命補佐を置くことができる。

2 特命補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第25条 本学大学院学校教育研究科に、学校教育研究科長を置き、学長をもって充てる。

第6節 学年、学期及び休業日

(学 年)

第26条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第27条 学年を次の2学期に分ける。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第28条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学の創立記念日 10月1日

(4) 春期休業、夏期休業、冬期休業及び学年末休業

2 前項第4号に規定する休業日の期間は、教授会の意見を聴いて、学長が定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学 部

第1節 目 的

(目 的)

第29条 学校教育学部（以下「学部」という。）は、学術の中心として広く豊かな知識を授けるとともに、学校教育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開しうる優れた初等教育教員及び中学校教員を養成することを目的とする。

第2節 収容定員

(収容定員)

第30条 学部の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

課 程	入 学 定 員	収 容 定 員
学校教育教員養成課程	100人	400人

第3節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第31条 学部の修業年限は、4年とする。

(修業年限の通算)

第32条 大学の学生以外の者が、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した後に学部に入学的場合において、当該単位の修得により学部の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を前条の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第33条 学生は、6年を超えて在学することができない。

第4節 入 学

(入学の時期)

第34条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第40条、第41条及び第43条の規定により編入学、転入学又は再入学を許可された者については、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第35条 学部に入学者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 高等学校を卒業した者

- (2) 中等教育学校を卒業した者
 - (3) 通常の課程による１２年の学校教育を修了した者
 - (4) 外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの
- （入学の出願）

第３６条 学部に入學を志願する者は、入學願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第３７条 前条の入學志願者については、学力検査その他の方法により選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第３８条 前条の入学者選考に合格した者は、入学手続を取らなければならない。

２ 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（出願手続等の必要事項）

第３９条 第３６条から第３８条までに規定するもののほか、出願手続、入学者の選考及び入学手続について必要な事項は、別に定める。

（編入学）

第４０条 次の各号の一に該当する者で、学部へ編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (2) 専修学校の専門課程のうち学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１８６条第１項に定める基準を満たすものを修了した者で学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第９０条に定める大学入学資格を有するもの
- (3) 学校教育法施行規則附則７に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

（転入学）

第４１条 他の大学に在学する者で、学部へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することがある。

（転専修）

第４２条 本学の学生で、転専修を志願する者があるときは、選考の上、当該専修の相当年次に転専修を許可することがある。

（再入学）

第４３条 学部を卒業した者又は退学した者で、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することがある。

（編入学等の必要事項）

第４４条 第４０条、第４１条及び前条の規定により編入学、転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い、修業年限及び在学年限は、別に定める。

２ 第４２条の規定により転専修を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いは、別に定める。

第5節 教育方法等

(教育方法)

第45条 学部教育は、授業科目の授業等によって行うものとする。

(教育課程の編成方針)

第46条 学部は、教育上の目的を達成するために必要な前条に規定する授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学校教育に関する専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(連携開設科目)

第46条の2 学部は、教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、前条第1項の規定にかかわらず、大学等連携推進法人（本学の設置者が社員であるものに限る。）の社員が設置する他の大学、専門職大学又は短期大学（以下、「他大学」という。）が本学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を、本学が自ら開設したものとみなすことができる。

(授業科目等)

第46条の3 学部において開設する授業科目（前条において開設したものとみなす授業科目を含む。）、単位数及び履修方法等は、別に定める。

(授業の方法)

第46条の4 学部の授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業について多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部においては、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の計算方法)

第47条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。なお、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算については、同様の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第48条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(連携開設科目に係る単位の認定)

第48条の2 学生が他大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(成績の評価)

第49条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第50条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学とあらかじめ協議の上、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位として本学において履修したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第51条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。
(入学前の既修得単位の認定)

第52条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学（以下「大学等」という。）又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（第90条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、第40条、第41条及び43条に規定する編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位（第48条の2の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第50条第2項及び前条第2項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 卒業要件、学位及び教員の免許状

(卒業要件)

第53条 卒業要件は、学部で4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、128単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第48条の2の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、30単位を超えないものとする。

(卒業の認定)

第54条 卒業の認定について必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第55条 学部を卒業した者には、学士（教育学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状)

第56条 学部において教育職員免許状の授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

中学校教諭一種免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語）

高等学校教諭一種免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、工業、英語）

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域）

2 前項の免許状の授与資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）に定めるところにより、所要の単位を修得しなければならない。

第3章 大 学 院

第1節 目 的

(目 的)

第57条 大学院学校教育研究科の修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、教育等に関す

る理論と応用及び教育実践の場における教育研究能力を教授研究し、その深奥をきわめ、併せて現代における様々な教育課題の解決・改善及び日本型教育システムにより開発途上国の教育改善を支援できる能力を培うとともに、教育等にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進することを目的とする。

- 2 大学院学校教育研究科の専門職学位課程は、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための深い学識及び卓越した能力を培うとともに、幅広い視点からの問題分析力・対応力・解決力により学校や地域で指導力を発揮し、優れた教育実践を展開できる力量を養うことを目的とする。

第2節 専攻及び収容定員

(専攻及び収容定員)

第58条 学校教育研究科に置く課程、専攻及び入学定員並びに収容定員は、次の表のとおりとし、主として、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者をもって充てる。

課 程	専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員
修 士 課 程	人 間 教 育 専 攻	1 2 0 人	2 4 0 人
専門職学位課程	高度学校教育実践専攻	1 8 0 人	3 6 0 人
計		3 0 0 人	6 0 0 人

第3節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第59条 大学院の標準修業年限は、2年とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第69条第1項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）の修業年限は、3年から5年以内の許可された年限とする。
- (2) 修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学年限)

第60条 学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、長期履修学生の在学年限は、5年から7年以内の許可された年限とする。

第4節 入 学

(入学の時期)

第61条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第63条又は第64条の規定により転入学又は再入学を許可された者及び学長が特に必要と認めた者については、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第62条 大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当

該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(転入学)

第63条 他の大学院に在学する者で、本学大学院へ転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、転入学を許可することができる。

(再入学)

第64条 本学大学院を修了した者又は退学した者で、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、再入学を許可することができる。

(転入学等の必要事項)

第65条 前2条の規定により転入学又は再入学を許可された者の既に修得した授業科目、単位数の取扱い、標準修業年限及び在学年限は、別に定める。

第5節 教育方法等

(教育方法)

第66条 修士課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業、実習及び試験によって行うものとする。

(研究指導教員等)

第66条の2 修士課程における授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、学生ごとに研究指導教員を定める。

2 研究指導教員について必要な事項は、別に定める。

3 専門職学位課程における授業科目の履修の指導及び実習指導を行うために、学生ごとに実習担当教員を定める。

4 実習担当教員について必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第67条 大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育課程の編成方針)

第68条 大学院は、専攻の教育上の目的を達成するために必要な第66条に規定する授業科目を自ら開設するとともに、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(1) 修士課程 研究指導

(2) 専門職学位課程 実習指導

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を習得させるとともに、当該専攻分野に関連する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目等)

第68条の2 大学院において開設する授業科目(第77条において規定する第46条の2において本学が自ら開設したものとみなす授業科目を含む。)、単位数及び履修方法等は、別に定める。

(授業の方法)

第68条の3 大学院の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学院において、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業について多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 大学院においては、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第69条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する場合は、審査の上、これを許可することができる。

- 2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第70条 大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 修士課程においては、前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位として本学において履修したものとみなすことができる。
- 3 修士課程においては、前2項の規定は、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 4 専門職学位課程においては、第1項の規定により履修した授業科目の単位は、第73条第3項に規定する単位の2分の1を超えない範囲で、修了の要件となる単位として本学において履修したものとみなすことができる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第71条 大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、1年を超えない範囲で研究指導を受けさせることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第72条 大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位(第90条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院入学後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 修士課程においては、第63条及び第64条に規定する転入学及び再入学(次項において同じ。)の場合を除き、前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第70条に規定する他の大学院において修得した単位とは別に、15単位を超えないものとし、また、第70条第2項により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 専門職学位課程においては、転入学及び再入学の場合を除き、第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第70条第4項の規定により修得したものとみなすことができる単位数及び第73条第4項の規定により免除する単位数と合わせて第73条第3項に規定する単位の2分の1を超えないものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 修了要件、学位及び教員の免許状

(修了要件)

第73条 修士課程の修了要件は、大学院に2年(別に定めがある場合は、当該定められた修業年限。)以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することとする。

- 2 前項の場合において、適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。
- 3 第1項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第77条において規定する第48条の2により修得したものとみなすものとする単位数は、7単位を超えないものとする。
- 4 専門職学位課程の修了要件は、大学院に2年(別に定めがある場合は、当該定められた修業年限。)以上在学し、所定の46単位(2年間の学修成果に関する最終試験を含む。)以上を修得することとする。
- 5 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第77条に規定する第48条の2により修得したものとみなすものとする単位数は、前項に規定する所定の単位数の4分の1を超えないものとする。

6 専門職学位課程は、教育研究上有益と認めるときは、大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

7 前項に定める実習単位の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第74条 修士課程を修了した者には、修士(教育学)の学位を授与する。

2 専門職学位課程を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。

(学位論文の審査等の必要事項)

第75条 前2条に規定するもののほか、学位論文の審査及び試験並びに学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員の免許状)

第76条 大学院において教育職員免許状の授与資格を取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

幼稚園教諭専修免許状

小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教)

高等学校教諭専修免許状(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、宗教)

特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域)ただし、修士課程を除く。

養護教諭専修免許状

2 前項の免許状の授与資格を取得しようとする者は、免許法及び免許法施行規則に定めるところにより、所要の単位を修得しなければならない。

第7節 準 用

(準 用)

第77条 第36条から第39条まで、第46条の2、第47条から第49条までの規定は、大学院に準用する。この場合において第36条中「学部」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

第4章 学部及び大学院共通事項

第1節 休学、転学、留学及び退学

(休 学)

第78条 疾病その他特別の理由により、引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病その他特別の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第79条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認められるときは、1年を限度として休学期間の延長を許可することがある。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第31条に規定する修業年限及び第59条に規定する標準修業年限並びに第33条及び第60条に規定する在学年限に算入しない。

(復 学)

第80条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転 学)

第81条 他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第82条 外国の大学等で学修しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学を許可された者の留学期間は、第31条に規定する修業年限及び第59条に規定する標準修業年限並びに第33条及び第60条に規定する在学年限に算入することができる。
(退学)

第83条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第2節 除 籍

(除籍)

第84条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第33条及び第60条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第79条第2項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除を申請した者のうち、免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
- (5) 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予を不許可とされた者又は徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

第3節 賞 罰

(表彰)

第85条 表彰に値する行為があった学生は、学長が表彰する。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第86条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 第2項に規定する停学の期間は、第31条に規定する修業年限及び第59条に規定する標準修業年限に算入せず、第33条及び第60条に規定する在学年限に算入する。

5 前4項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 学生宿舍

(学生宿舍)

第87条 本学に学生宿舍を置く。

2 学生宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 国立大学法人兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科への協力

(連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第88条 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科(以下「連合研究科」という。)の教育研究の実施に当たっては、本学は、上越教育大学、岐阜大学、滋賀大学、兵庫教育大学及び岡山大学とともに協力するものとする。

2 連合研究科に置かれる連合講座は、上越教育大学、岐阜大学、滋賀大学、兵庫教育大学及び岡山大学の教授、准教授、講師又は助教(以下「教員」という。)とともに、本学の教員が担当するものとする。

第6章 補 則

第1節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(研究生)

第89条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第90条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する

者があるときは、教育に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与える。
2 前項の単位の授与については、第48条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第91条 他の大学若しくは短期大学又は大学院の学生で本学学部又は大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学若しくは短期大学又は大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第92条 他の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生として入学を志願する者の検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別研究学生は、研究生の授業料の額に相当する授業料を研究生の授業料の納付方法の例により納付しなければならない。ただし、当該学生が国立大学の大学院の学生である場合は、納付を要しない。

(外国人留学生)

第93条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(研究生等の必要事項)

第94条 第89条から前条までに規定する研究生、科目等履修生等に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額及び徴収方法)

第95条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びにその徴収方法等については、別に定める。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第96条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合若しくはその他やむを得ない事情があると認める場合、又は学長が特に必要と認める場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料の免除)

第96条の2 激甚災害を受ける等やむを得ない事情があると認める場合は、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した検定料等)

第97条 納付した検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返付しない。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

第3節 公開講座

(公開講座)

第98条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において、学部の第2年次から第4年次に在学する者に係る成績の評価及び卒業要件については、改正後の第49条及び第53条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 学校教育研究科の収容定員は、改正後の第58条の規定にかかわらず、平成17年度は次の表のとおりとする。

専 攻	収 容 定 員
学 校 教 育 専 攻	285人
障 害 児 教 育 専 攻	40人
教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	275人
合 計	600人

- 4 施行日において、大学院の第2年次に在学する者に係る標準修業年限、在学年限、修了要件及び教育職員の免許状については、改正後の第59条、第60条、第73条第1項及び第76条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、大学院の第2年次に在学する者に係る教育職員の免許状については、改正後の第76条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この附則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 学校教育研究科に置く専攻及び収容定員は、改正後の第58条の規定にかかわらず、平成20年度は次の表のとおりとする。

専 攻	収 容 定 員
学 校 教 育 専 攻	145人
人 間 教 育 専 攻	90人
特 別 支 援 教 育 専 攻	40人
教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	275人
高 度 学 校 教 育 実 践 専 攻	50人
合 計	600人

附 則

この学則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者については、改正後の第53条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の第53条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の第73条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の第73条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学校教育研究科の収容定員は、改正後の第58条の規定にかかわらず、平成31年度は次の表のとおりとする。

課 程	専 攻	収 容 定 員
修 士 課 程	人 間 教 育 専 攻	210人
	特 別 支 援 専 攻	20人
	教 科 ・ 領 域 教 育 専 攻	140人
専 門 職 学 位 課 程	高 度 学 校 教 育 実 践 専 攻	230人
計		600人

- 3 大学院に平成30年度以前に入学した者については、改正後の第57条、第59条、第60条、第73条及び第76条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の第73条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第68条の2の規定に基づき、鳴門教育大学大学院学校教育研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目、単位数及び履修方法等について定める。

(コース)

第2条 本研究科の修士課程及び専門職学位課程の学生は、それぞれ専門分野に関して高度の専門性を深化させるとともに、更に理論的・実践的な教育研究の能力を得させるため、別表第1に定めるいずれかのコースに所属しなければならない。

(授業科目の区分及び内容)

第3条 授業科目の区分及びその内容は、修士課程については別表第2、専門職学位課程については別表第3のとおりとする。

(修了に必要な単位数)

第4条 本研究科の修了に必要な単位数は、修士課程については別表第4、専門職学位課程については、別表第5のとおりとする。

第4条の2 前条に規定するもののほか、専門職学位課程の学生のうち、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に定める普通免許状（以下「免許状」という。）の一種免許状の所要資格を有せず入学した者が修了するためには、一種免許状の所要資格を得るための単位を修得しなければならない。ただし、幼児教育コースに所属する者のうち、幼稚園又は幼保連携型認定こども園に勤務し、かつ、幼稚園教諭二種免許状を有する現職教員については、この限りでない。

(開設授業科目、単位数及び履修方法等)

第5条 本研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法等は、修士課程については別表第6、専門職学位課程については別表第7のとおりとする。

(他大学教職大学院開設の授業科目の履修)

第5条の2 専門職学位課程の学生は、別表第7の2に定める他大学教職大学院開設の授業科目を履修することができる。

(学部の授業科目の履修)

第6条 学生は、鳴門教育大学教育学部（以下「学部」という。）において開設する授業科目を履修することができる。ただし、授業科目によっては、履修を許可しない場合がある。

2 前項前段の規定により授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、学則第73条第1項及び第4項に規定する修了要件の単位数には含めない。

3 第1項前段の規定により、在学年限内で履修することができる授業科目の単位数は、40単位以内とする。ただし、別に定める特別の事情があるときは、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、学生の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学校教員養成プログラム)

第6条の2 専門職学位課程の学生が、教育職員免許状の所要資格を得させるためのプログラム（以下「学校教員養成プログラム」という。）を設け、次の各号のプログラム種別を置く。

- (1) 幼稚園教員養成プログラム
- (2) 小学校教員養成プログラム
- (3) 中学校教員養成プログラム
- (4) 特別支援学校教員養成プログラム

2 学校教員養成プログラムの受講を許可された学生は、第6条第3項前段の規定にかかわらず、学部において開設する授業科目のうち、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の一種免許状の所要資格を得るための授業科目及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2第1項第3号に規定する厚生労働大臣の定める修業教科目として必要な授業科目（以下、「保育士科目」という。）について40単位を超えて履修することができる。ただし、保育士科目は、幼稚園教員養成プログラム以外の学生は履修できないものとする。

3 学校教員養成プログラムの受講を許可された者の本研究科において開設する授業科目の履修については、第2年次からとする。

4 学校教員養成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（教職大学院遠隔教育プログラム）

第6条の3 専門職学位課程の学生のうち、現職教員を対象としたインターネットを用いた遠隔教育による大学院プログラム（以下「教職大学院遠隔教育プログラム」という。）を設ける。

2 教職大学院遠隔教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（資格取得プログラム）

第6条の4 修士課程の学生のうち、資格取得のため学部で開設する授業科目について40単位を超えて履修する者を対象としたプログラム（以下「資格取得プログラム」という。）を設ける。

2 資格取得プログラムの受講を許可された者の本研究科において開設する授業科目の履修については、第2年次からとする。

3 資格取得プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（認定プログラム）

第6条の5 本研究科の学生のうち、特定のテーマに関する資質・能力を修得・向上させることを目的とした認定プログラム（以下「認定プログラム」という。）の受講を許可された者は、別に定める授業科目を履修することができる。

2 認定プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第6条の6 削除

（教育職員の免許状）

第7条 学生の所属するコースにおいて所定の単位を修得することによって教育職員免許状の所要資格を取得することができる専修免許状の種類は、別表第8のとおりとする。この場合において、その取得することができる専修免許状の種類に応じた一種免許状取得のための所要資格を有していなければならない。

（履修登録）

第8条 学生は、当該学年内に履修しようとする授業科目について、所定の方法により履修登録を行わなければならない。

（履修登録上限単位数）

第8条の2 専門職学位課程に所属する学生が1年間に履修登録することができる単位数の上限は、38単位とする。

（定期試験）

第9条 定期試験は、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 試験は、筆記若しくは口述による試験又は報告書、作品若しくは実技の審査によって行うものとする。

（追試験）

第10条 天災地変、その他特別の事情があるときは、大学院学校教育研究科教務委員会の議を経て、

追試験を行うことができる。

(成績評価の基準)

第11条 成績の判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行うものとする。

2 学則第49条に規定する成績評価の基準は、S（100点から90点まで）、A（89点から80点まで）、B（79点から70点まで）、C（69点から60点まで）及びD（59点以下）とする。

3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。
(単位の認定)

第12条 単位の認定については、当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 学則第84条第3号から第5号の一の規定により除籍された者については、当該期間に履修した授業科目の単位は認定しない。

(不正行為)

第13条 第9条及び第10条に規定する試験の際に学生が不正行為を行った場合には、学校教育研究科長は、教授会の意見を聴いて、当該学生の当該学期に履修した全授業科目に係る成績を不合格とする。

(細 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る教育職員免許状の授与資格、専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数並びに開設授業科目、単位数及び履修方法等については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等、教育職員の免許状及び成績評価の基準については、改正後の第3条から第5条まで、第7条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る専攻・コース、開設授業科目、単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については、改正後の第2条、第5条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した者に係る専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については、改正後の第2条から第5条まで及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表第4の改正規程中、学校教育専攻学校改善コースの専門科目のうち学校教育リーダー演習Ⅵ（教育政策分析演習）を履修することができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等並びに教育職員の免許状については、改正後の第2条から第5条まで及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、平成20年度入学者を除く第2年次に在学する者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

また、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る学校教員養成プログラムについては、改正後の第6条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る専攻・コース、授業科目の区分及び内容、修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の第2条、第3条、第4条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学生の学部の授業科目履修に関する細則（平成16年細則第7号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行日において、第2年次に在学する者に係る修了に必要な単位数、開設授業科目、単位数、及び履修方法等については、改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の第2条、第3条、第4条、第5条、第6条の2及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の第5条、第6条の3及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の第5条、第6条、第10条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の第4条の2、第5条、第6条の2、第6条の4、第6条の5及び第6条の6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、改正後の第5条、第6条の3及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者については、改正後の第5条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の第5条、第5条の2及び第6条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第2条から第5条まで、第6条から第6条の4まで、第6条の6及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第2条から第5条まで、第6条から第6条の4まで、第6条の6及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第2条から第5条まで、第6条から第6条の4まで、第6条の6及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の第5条及び第5条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の第2条、第4条、第4条の2、第5条及び第6条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者に係る専攻・コース、授業科目の区分及び内容、開設授業科目、単位数及び履修方法等については、改正後の第6条第2項及び第6条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

専 攻	系	コ ー ス
人 間 教 育 専 攻		心理臨床コース
		グローバル教育コース
高度学校教育実践専攻	教科・総合系	国語科教育コース
		英語科教育コース
		社会科教育コース
		数学科教育コース
		理科教育コース
		技術・工業・情報科教育コース
		家庭科教育コース
		音楽科教育コース
		美術科教育コース
		保健体育科教育コース
		教育探究総合コース
		特別支援教育コース
	教 職 系	幼児教育コース
		学校づくりマネジメントコース
		生徒指導コース
		学習指導力・ICT教育実践力開発コース
		教員養成特別コース

別表第3（第3条関係：専門職学位課程）

区 分	内 容
共 通 科 目	これからの学校現場で生起する教育課題に対応する力量を保証するため、5領域からなる共通的・基本的内容を修得するとともに、その知識・技能を活用し、広く地域全体の教育力の組織的な改善・充実を図る資質・能力を育成する。
専 門 科 目	各科目群の専門性に応じた科目を設定し、共通科目で修得した知識・技能を深化させるとともに、実習科目との関連を図りながら、学校現場で生起する多様な課題に対応できる専門職としての高度で実践的な問題解決能力を育成する。
実 習 科 目	共通科目、専門科目で修得した内容を踏まえ、それらの知識・技能等を学校現場で検証・改善していくことを通して、生涯にわたって教育に関する理論と実践の往還を継続して行う基層的な資質・能力を育成する。

別表第 5（第 4 条関係：専門職学位課程）

区 分	高度学校教育実践専攻
共 通 科 目	1 8 単位
専 門 科 目	1 8 単位
実 習 科 目	1 0 単位
合 計	4 6 単位

別表第 7（第 5 条関係：専門職学位課程）

（10 ～ 16 頁参照）

別表第 7 の 2（第 5 条の 2 関係）

（17 頁参照）

別表第 8（第 7 条第 1 項関係）

（23 頁参照）

3 鳴門教育大学学位規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第55条第2項及び第75条の規定に基づき、鳴門教育大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与に関し、必要な事項を定める。

第2章 学位の種類及び授与要件等

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び教職修士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

3 本学大学院の専門職学位課程を修了した者には、教職修士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学士及び修士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「教育学」と付記するものとする。

2 教職修士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「専門職」と付記するものとする。

第3章 修士の学位論文の提出及び審査方法等 (略)

第4章 教職修士における学修成果の総括的評価等

(教職修士の最終成果報告書の提出)

第14条 教職修士における学修成果の総括的評価を受けようとするときは、研究科長に最終成果報告書を提出しなければならない。

(受理報告書)

第15条 受理した最終成果報告書は、返還しない。ただし、審査終了後の最終成果報告書で、教授会が別に定めるものについては、この限りでない。

(評価の付託)

第16条 研究科長は、最終成果報告書を受理したときは、その審査を教授会に付託する。

(学修評価判定委員会)

第17条 教授会は、前条の規定により審査を受託したときは、当該最終成果報告書ごとに学修評価判定委員会を設置し、その評価及びプレゼンテーションを行わせるものとする。

2 学修評価判定委員会は、直接指導に当たった実習担当教員を含む教職大学院専任教員3人以上の評価委員をもって組織するものとする。

3 学修評価判定委員会が、当該最終成果報告書の評価に当たり、必要があると認めたときは教授会の議を経て、評価協力者として教育委員会等の関係者の協力を得ることができる。

(プレゼンテーション)

第18条 プレゼンテーションは、当該最終成果報告書を中心として、口述により行うものとする。

(評価及びプレゼンテーションの実施)

第19条 学修評価判定委員会における評価及びプレゼンテーションの実施については、当該委員会

が定めて行うものとする。

(評価結果の報告)

第20条 学修評価判定委員会は、報告書の評価及びプレゼンテーションが終了したときは、その結果を教授会に報告しなければならない。

第21条 削除

(教授会の審議)

第22条 教授会は、第20条の報告に基づき、教職修士の学位授与の可否を審議する。

2 前項の学位授与を可とする判定は、構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の過半数の者が出席し、出席者の過半数の同意を必要とする。

(学長への報告)

第23条 教授会は、前条の教職修士の学位授与の可否を議決したときは、その結果を速やかに学長に報告しなければならない。

第5章 学位の授与等

(学位記等の交付)

第24条 学長は、第3条に規定する要件を満たした者に学位を授与し、学部を卒業した者にあつては、学位記（別記様式第1号）を、大学院の修士課程を修了した者にあつては、学位記（別記様式第2号）を、大学院の専門職学位課程を修了した者にあつては、学位記（別記様式第3号）を交付する。

(修士及び教職修士の学位の取消し)

第25条 学長は、修士及び教職修士の学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会の意見を聴いて、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の授与を受けた者が、その名誉を汚辱すると認められる行為を行ったとき。

2 前項に規定する学位の授与の取消しの公表は、学内に掲示して行う。

3 第12条第2項及び第22条第2項の規定は、教授会において第1項の議決を行う場合に準用する。この場合において、第12条第2項中「前項の学位授与」とあるのは、「修士の学位授与の取消し」と、第22条第2項中「前項の学位授与」とあるのは、「教職修士の学位授与の取消し」と読み替えるものとする。

第6章 雑 則

(学位名称の使用)

第26条 学位を授与された者は、当該学位の名称を使用するときは、「鳴門教育大学」と付記しなければならない。

(細 目)

第27条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別記様式第1号（第24条関係）（略）

別記様式第2号（第24条関係）（略）

別記様式第3号（第24条関係）

教職修第 号

学 位 記

本籍（都道府県名）

氏名

年 月 日生

本学大学院学校教育研究科高度学校教育実践
専攻の専門職学位課程を修了したので教職修
士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

鳴門教育大学長

印

備考 規格は、A4判とする。

4 鳴門教育大学学位授与の手続に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、鳴門教育大学学位規程（平成16年規程第51号。以下「学位規程」という。）第27条の規定に基づき、学位授与の手続に関し、必要な事項を定める。

(学位論文計画書の届出)

第2条 大学院修士課程の学生は、入学した年度の11月末日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。以下本細則中、期日を定める場合は同じ。）までに研究指導教員の承認を得て、学位論文計画書（変更届）（別記様式第1号）を学校教育研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。なお、長期履修学生の提出期日は、第2年次の11月末日とし、後期入学者は、入学した次年度の5月末日とする。

2 学位論文の題目を変更するときは、修了を予定する年度の11月末日までに研究指導教員の承認を得て、学位論文計画書（変更届）（別記様式第1号）に理由書を添えて研究科長に提出するものとする。なお、後期入学者及び人間教育専攻グローバル教育コースにおいて1年6ヶ月の修業年限の者は、5月末日までとする。

(学位論文の提出)

第3条 学位規程第5条の規定による学位論文の提出の時期は、修了を予定する年度の1月20日とし、研究指導教員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。なお、後期入学者及び人間教育専攻グローバル教育コースにおいて1年6ヶ月の修業年限の者は、7月20日とする。

2 学位規程第5条第1項の規定による学位論文の提出は、学位論文審査願（別記様式第2号）に学位論文1編（正本1部、副本2部）及びその要旨を添えて提出するものとする。

3 学位論文の提出に当たっては、所定の用紙を用いるものとする。

(略)

(最終成果報告書の提出)

第7条 学位規程第14条の規定による最終成果報告書の提出の時期は、修了を予定する年度の1月20日とし、実習責任教員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。

2 最終成果報告書の提出は、学修評価判定願（別記様式第5号）に最終成果報告書1編（正本1部、副本2部）及びその要旨を添えて提出するものとする。

3 最終成果報告書の提出に当たっては、所定の用紙を用いるものとする。

(評価委員の選出)

第8条 実習責任教員は、評価委員候補者及び評価の必要に応じて評価協力者を選出するに当たっては、学修評価判定委員会委員候補者名簿（別記様式第6号）にその候補者を記入し、研究科長に提出するものとする。

(評価結果の報告)

第9条 学修評価判定委員会の実習責任教員は、学位規程第20条の規定により最終成果報告書の評価及びプレゼンテーションが終了したときは、その結果を学修評価判定結果報告書（別記様式第7号）により2月末日までに研究科長に提出するものとする。

(事 務)

第10条 学位授与に関する事務は、教務部教務課において処理する。

(実施細目)

第11条 この細則に定めるもののほか、学位授与に関し必要な細目は、教授会の意見を聴いて、学

長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者（後期入学者除く）については、改正後の第2条、第3条及び第5条、第9条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者（後期入学者除く）については、改正後の第2条から第8条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第3条第2項及び第7条第2項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別記様式第7号（第9条関係）

（表）

学校教育研究科長 殿	年	月	日						
学修評価判定委員会 実 習 責 任 教 員 氏 名 _____ 学修評価判定結果報告書 下記学生の学修成果を総括的に評価した結果、 と判定したので報告します。									
記 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-bottom: 1px solid black;">学籍番号</td> <td style="width: 10%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">コース</td> <td style="width: 10%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">分野</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> （備考） 内に「合」又は「否」と記入すること。				学籍番号	コース	分野	氏 名		
学籍番号	コース	分野							
氏 名									

備考 規格は、A4とする。

（裏）

学生氏名 _____	
最終成果報告書題目 _____	

評価判定結果要旨	

委 員 等	所 属	職 名	氏 名
実習責任教員			
実習指導教員			
専 任 教 員			

5 鳴門教育大学大学院学校教育研究科長期履修学生規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第69条第2項の規定に基づき、長期にわたり教育課程を履修する者（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 長期履修学生として申請することができる者は、大学院学校教育研究科の入学者選抜試験（以下「選抜試験」という。）に出願し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なものを除く。）を含む。）
- (2) 家事、育児、長期介護等の事情を有する者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号。以下「履修規程」という。）第6条の2に規定する学校教員養成プログラム受講申請者、第6条の3に規定する教職大学院遠隔教育プログラム受講申請者及び第6条の4に規定する資格取得プログラムの受講申請者は、長期履修学生の申請資格を有するものとする。

(申 請)

第3条 前条第1項及び第2項の長期履修学生を希望する者は、別記様式第1号の1、別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3のうち該当する長期履修申請書を指定の期日までに、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員一種免許状の所要資格を取得見込みにより高度学校教育実践専攻の選抜試験を受験した者が、入学時に所要資格を取得できなかった場合又は入学後、真にやむを得ない事由により、新たに教育職員一種免許状の所要資格を得る必要が生じた場合は、あらかじめ当該コース長又は分野責任者等（以下「コース長等」という。）の承認を得て、別記様式第1号の4の長期履修申請書を第1年次前期履修登録期間最終日までに提出することができる。

3 教職大学院遠隔教育プログラムの2年課程の学生が、真にやむを得ない事由により長期履修学生制度を希望する場合は、あらかじめ実習責任教員の承認を得て、別記様式第1号の5の長期履修申請書を第1年次前期最終日までに学長に提出しなければならない。

(許 可)

第4条 長期履修学生の申請については、教授会の意見を聴いて、学長が許可する。この場合において、前条第2項による申請者の修業年限の変更の時期は、第1年次前期履修登録期間終了後とする。

(センター担任及び指導教員)

第5条 学校教員養成プログラムの長期履修学生には、第1年次の間は長期履修学生支援センターの職員をセンター担任として指定し、第2年次からは各コースの教員を実習責任教員として指定する。

2 教職大学院遠隔教育プログラムの長期履修学生には、第1年次から各コースの教員を実習責任教員として指定する。

3 資格取得プログラムの長期履修学生には、第1年次の間は長期履修学生支援センターの職員をセンター担任として指定し、第2年次からは各コースの教員を研究指導教員として指定する。

(修業年限)

第6条 第2条第1項に規定する長期履修学生の修業年限は、3年とする。

2 履修規程第6条の2に規定する学校教員養成プログラムの長期履修学生及び同第6条の4に規定する資格取得プログラムの長期履修学生の修業年限は、3年とする。

3 履修規程第6条の3に規定する教職大学院遠隔教育プログラムの長期履修学生の修業年限は、3年から5年以内とする。

(長期履修の変更)

第7条 第2条第1項に規定する長期履修学生が、標準修業年限内で大学院の修了要件を満たすことが見込まれる場合又は真にやむを得ない事由により標準修業年限への変更を希望する場合は、あらかじめ実習責任教員又は研究指導教員の承認を得て、別記様式第2号の1の長期履修変更願を学長に提出しなければならない。

2 学校教員養成プログラムの長期履修学生が、標準修業年限への変更を希望する場合は、あらかじめセンター担任及びコース長等の承認を得て、別記様式第2号の2の長期履修変更願を学長に提出しなければならない。

3 教職大学院遠隔教育プログラムで長期履修学生制度の適用を受けた学生が修業年限の変更を希望する場合は、あらかじめ実習責任教員の承認を得て、別記様式第2号の3又は別記様式第2号の4の長期履修変更願を学長に提出しなければならない。なお、修業年限を延長する場合は、長期履修変更願に加えて、別記様式第2号の5及び別記様式第2号の6を学長に提出しなければならない。

4 資格取得プログラムの長期履修学生が、標準修業年限への変更を希望する場合は、あらかじめセンター担任及びコース長等の承認を得て、別記様式第2号の7の長期履修変更願を学長に提出しなければならない。

5 第1項に係る変更については、第1年次の前期最終日まで又は第2年次の前期履修登録期間最終日までに申請するものとし、第2項及び第4項については、第1年次前期履修登録期間最終日までに、第3項については、変更開始希望年度の前年度の前期履修登録期間終了日までに申請するものとする。

6 標準修業年限への変更の時期は、次のとおりとする。

(1) 第1項の第1年次前期最終日までに長期履修変更願を提出した者については、前期終了後とし、第2年次の前期履修登録期間最終日までに長期履修変更願を提出した者については、第2年次前期履修登録期間終了後とする。

(2) 第2項及び第4項については、第1年次前期履修登録期間終了後からとする。

(3) 第3項については、変更が認められた希望年度の前期からとする。

7 第3項に規定する長期履修学生制度の適用を受けた修業年限の変更は、在学期間中に1回とする。

第8条 標準修業年限及び長期履修学生制度の適用を受けた修業年限の変更願については、教授会の意見を聴いて、学長が許可する。

(長期履修の取消)

第9条 入学予定者で第4条により長期履修学生として許可された者が、長期履修学生の取り消しを希望する場合は、別記様式第3号の長期履修取消願（以下「取消願」という。）を入学手続きの期間内に学長に提出しなければならない。

2 長期履修学生の取消願については、学長が承認する。

(細 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から実施し、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から実施し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施し、平成 21 年度入学生から適用する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した者については、改正後の第 2 条から第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度以前に入学した者については、改正後の第 2 条から第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

長 期 履 修 申 請 書

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

氏 名

下記の理由により，長期履修学生制度（修業年限3年）を申請します。

申請資格（該当する欄に記入，□はチェックすること。）
☐ 職業を有し，就業している者 勤務先名 所在地 TEL ()
☐ 家事，育児，長期介護等の事情を有する者 具体的な内容
☐ その他 具体的な内容

備考 規格は，A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 申 請 書

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

氏 名

学校教員養成
資 格 取 得 プログラムを受講したいので、長期履修学生制度（修業年限3年）を

申請します。

年 月 日

長 期 履 修 申 請 書

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

氏 名

教職大学院遠隔教育プログラムを受講したいので、長期履修学生制度

（修業年限 3 年 ・ 4 年 ・ 5 年 ）を申請します。

※希望する年限に○印を付すこと。

備考 規格は、A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 申 請 書

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

下記の理由により，長期履修学生制度（修業年限3年）を申請します。

記

コース長等	
-------	--

備考 規格は，A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 申 請 書

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

教職大学院遠隔教育プログラム（2年課程）で入学しましたが，下記の理由により，長期履修学生制度（修業年限 3年 ・ 4年 ・ 5年 ）を申請します。

※希望する年限に○印を付すこと。

記

実習責任教員	
--------	--

年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

長期履修学生として入学しましたが，下記理由により，2年の標準修業年限への変更を許可願います。

記

実習責任教員又は 研究指導教員	
--------------------	--

備考 規格は，A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

学校教員養成プログラムの長期履修学生として入学しましたが，下記理由により，2年の標準修業年限への変更を許可願います。

記

センター担任	
コース長等	

備考 規格は，A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

教職大学院遠隔教育プログラムの長期履修学生として入学しましたが、下記理由により、
2年の標準修業年限への変更を許可願います。

記

実習責任教員	
--------	--

備考 規格は、A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

教職大学院遠隔教育プログラムの長期履修学生（ 年）として入学しましたが、
下記理由により、（ 3年 ・ 4年 ・ 5年 ）の修業年限への変更を許可願います。
※該当する年限に○印を付すこと。

記

実習責任教員	
--------	--

備考 規格は、A4とする。

〇〇〇〇第〇〇〇〇〇号
年 月 日

長期履修修業年限変更に係る同意書

鳴門教育大学長 殿

所属の長

機 関 名

氏 名

下記の者が、鳴門教育大学大学院学校教育研究科教職大学院遠隔教育プログラムの長期履修学生としての修業年限を（ 3 ・ 4 ・ 5 年 ）に変更することについて、同意します。

※該当する年限に○印を付すこと。

記

所 属	
職 名	
氏 名	
コース・分野	

備考 規格は、A4とする。

年 月 日

履 修 計 画 表

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

長期履修修業年限の延長申請（ 3 ・ 4 ・ 5 年 ）に伴い、下記のとおり履修を計画しましたので、提出します。

※該当する年限に○印を付すこと。

記

年度	履 修 科 目 名
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

実習責任教員	
--------	--

備考 規格は、A4とする。

※ 記入する欄が不足する場合は、別の用紙を使用すること

年 月 日

長 期 履 修 変 更 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属
学籍番号
氏 名

資格取得プログラムの長期履修学生として入学しましたが，下記理由により，2年の標準
修業年限への変更を許可願います。

記

センター担任	
コース長等	

備考 規格は，A4とする。

年 月 日

長 期 履 修 取 消 願

鳴 門 教 育 大 学 長 殿

所 属

氏 名

長期履修学生として申請しましたが，下記理由により，2年の標準修業年限への入学を許可願います。

記

備考 規格は，A4とする。

6 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラムに関する取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号）第6条の2第5項の規定に基づき、大学院学校教育研究科学生に、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校のいずれかの教育職員免許状の授与資格を取得させることを目的としたプログラム（以下「学校教員養成プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(長期履修学生制度の利用)

第2 学校教員養成プログラムを受講する者（以下「受講者」という。）は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第69条第2項に規定する長期履修学生の制度を利用するものとする。

(申請資格)

第3 学校教員養成プログラムの受講を申請することができる者は、大学院学校教育研究科の入学者選抜試験（以下「選抜試験」という。）に出願し、同研究科の専門職学位課程高度学校教育実践専攻のコースを志願した者とする。この場合において、特別支援学校教員養成プログラムの受講を申請することができる者は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のいずれかの教育職員免許状の授与資格を取得又は取得見込みの者とする。

(申請)

第4 学校教員養成プログラムの受講を申請する者は、別記様式第1号の学校教員養成プログラム受講申請書を、指定する期日までに学長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員一種免許状の所要資格を取得見込みにより選抜試験を受験した者が、入学時に所要資格を取得できなかった場合、又は、入学後、真にやむを得ない事由により、取得している他の教育職員一種免許状の所要資格を得る必要が生じた者については、あらかじめコース長又は分野責任者等（以下「コース長等」という。）の承認を得て、別記様式第1号の2の学校教員養成プログラム受講申請書を第1年次前期履修登録期間最終日までに提出することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、入学後、真にやむを得ない事由により、新たに教育職員一種免許状の所要資格を得る必要が生じた場合は、あらかじめコース長又は分野責任者等（以下「コース長等」という。）の承認を得て、別記様式第1号の3の学校教員養成プログラム受講申請書を第1年次前期履修登録期間最終日までに提出することができる。

(許可)

第5 学校教員養成プログラムの受講については、第4による申請者で、大学院学校教育研究科の選抜試験に合格した者のうちから、別に定める審査基準により選考し、教授会の意見を聴いて、学長が許可する。この場合において、第4第2項及び第4第3項による申請者の修業年限の変更の時期は、第1年次前期履修登録期間終了後とする。

(センター担任及び実習責任教員)

第6 第1年次の間、受講者には、長期履修学生支援センターの職員をセンター担任として指定する。
2 第2年次からは、高度学校教育実践専攻の各コースの教員を実習責任教員として指定する。

(受講の中止)

第7 受講者は、やむを得ず学校教員養成プログラムの受講を中止することとなった場合は、あらかじめセンター担任及びコース長等の承認を得て、別記様式第2号の学校教員養成プログラム受講中止願（以下「受講中止願」という。）を学長に提出しなければならない。

2 受講者は、前項の受講中止願を提出した時点で、学校教員養成プログラムを受講できず、又再び

学校教員養成プログラムの受講申請はできない。

- 3 第1項による受講中止願を第1年次の前期履修登録期間最終日までに提出する場合は、併せて長期履修学生規則（平成17年規則第10号）第6条に規定する長期履修変更願を学長に提出しなければならない。

（受講の辞退）

- 第8 入学予定者で学校教員養成プログラムの受講を許可された者が、受講を辞退する場合は、入学手続きの期間内に、別記様式第3号の学校教員養成プログラム辞退届を学長に提出しなければならない。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施し、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度入学生から適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第1及び第3から第8の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

学校教員養成プログラム受講申請書

プログラム名	幼稚園教員 小学校教員 養成プログラム 中学校教員 特別支援学校教員		受験番号※
	取得希望教科() (中学校教員養成プログラム希望者のみ)		
ふりがな			整理番号※
氏名			
コース(分野)	第一希望	専攻 コース ()	
	第二希望	専攻 コース ()	
取得済み (取得見込) 教員免許状	有	☐ 小学校 1種・2種 ☐ 中学校 1種・2種 (教科) ☐ 高等学校 (教科) ☐ 養護学校 1種・2種 ☐ 幼稚園 1種・2種 ☐ 特別支援学校 1種・2種 (領域)	無

(注) ※印欄は、記入しないこと。

備考 規格は、A4とする。

学校教員養成プログラム受講申請書

プログラム名	幼稚園教員 小学校教員 養成プログラム 中学校教員 特別支援学校教員
ふりがな	
氏名	
学籍番号	
所属コース (分野)	高度学校教育実践専攻 コース ()
所有免許状	☐ 小学校 1種・2種 ☐ 中学校 1種・2種 (教科) ☐ 高等学校 (教科) ☐ 幼稚園 1種・2種 ☐ 特別支援学校 1種・2種
申請理由	

コース長等

備考 規格は、A4とする。

年 月 日

学校教員養成プログラム受講中止願

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

許可を受け受講していました学校教員養成プログラムを下記の理由により中止したいので、許可くださるようお願いします。

記

センター担任	
コース長等	

備考 規格は、A4とする。

7 鳴門教育大学大学院学校教育研究科学校教員養成プログラム受講における プログラム種別の変更に関する申合せ

鳴門教育大学大学院学校教育研究科において学校教員養成プログラムの受講者がプログラム種別の変更を希望する場合の取扱いについては、次のとおり申し合わせる。

(プログラム種別変更願)

第1 学校教員養成プログラムの受講者が、プログラム種別の変更を希望する場合は、あらかじめセンター担任及びコース長又は分野責任者等（以下「コース長等」という。）の承認を得て、別記様式第1号の学校教員養成プログラム種別変更願（以下「プログラム種別変更願」という。）を学長に提出しなければならない。

(提出期限等)

第2 プログラム種別変更願は、第1年次前期履修登録期間の最終日までに提出するものとし、変更後のプログラム種別は、第1年次前期履修登録期間終了後から開始する。

(許可)

第3 プログラム種別の変更については、大学院学校教育研究科教務委員会の議を経て、学長が許可する。

附 則

この申合せは、平成18年9月12日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この申合せは、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

附 則

この申合せは、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

年 月 日

学校教員養成プログラム種別変更願

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

許可を受け受講していました_____教員養成プログラムを下記の理由により_____
教員養成プログラムに変更したいので、許可くださるようお願いします。

記

センター担任	
コース長等	

備考 規格は、A4とする。

8 鳴門教育大学大学院学校教育研究科教職大学院遠隔教育プログラムに関する取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号。以下「履修規程」という。）第6条の3第2項の規定に基づき、現職教員を対象としたインターネットを用いた遠隔教育による大学院プログラム（以下「教職大学院遠隔教育プログラム」という。）に関し必要な事項を定める。

(受講資格)

第2 教職大学院遠隔教育プログラムの受講を申請することができる者は、大学院学校教育研究科の入学選抜試験に出願し、同研究科の専門職学位課程高度学校教育実践専攻教職系幼児教育コース、学校づくりマネジメントコース、生徒指導コース及び学習指導力・ICT教育実践力開発コースを志願する現職教員であって、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 在職のまま入学することについて、所属長の同意を得ていること。
- (2) 高速インターネット回線に接続されたパソコンの利用が可能であること。
- (3) 所属の勤務校又は教育関係機関で、大学院授業科目「教育課題フィールドワーク」、及び「教育実践フィールドワーク」の実践研究を行うことが可能であること。

(受講手続)

第3 教職大学院遠隔教育プログラムの受講を希望する者は、入学願書に別に定める書類を添えて学長に申請しなければならない。

(受講許可)

第4 学長は、第3に規定する申請があった場合は、大学院学校教育研究科の入学選抜試験に合格した者に、教職大学院遠隔教育プログラムの受講を許可する。

(長期履修学生制度の利用)

第5 教職大学院遠隔教育プログラムを受講する者は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第69条第1項に規定する長期履修学生の制度を利用することができる。

(雑則)

第6 この要項に定めるもののほか、教職大学院遠隔教育プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者から適用する。
- 2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科遠隔教育プログラムに関する取扱要項（平成26年教授会決定）は、施行日をもって廃止する。

ただし、令和3年以前入学者の遠隔教育プログラム受講者については、当該受講者の修了まで適用する。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和4年度に入学した者については、改正後の第2の規定に関わらず、なお従前の例による。

9 鳴門教育大学大学院学校教育研究科認定プログラムに関する取扱要項

(趣 旨)

第1 この要項は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号）第6条の5第2項の規定に基づき、大学院学校教育研究科学生に、特定のテーマに関する資質・能力を修得・向上させることを目的とした認定プログラム（以下「認定プログラム」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(認定プログラムの内容)

第2 認定プログラムの内容は、別表1のとおりとする。

(認定プログラム修了に必要な単位数等)

第3 認定プログラム修了に必要な単位数等は、別表2のとおりとする。

2 別表2に掲げる授業科目は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程に定める科目をもって充てる。

(申請資格)

第4 認定プログラムの受講を申請することができる者は、別表3のとおりとする。

(申 請)

第5 認定プログラムの受講を申請する者は、別記様式第1号の「認定プログラム受講申請書」を、指定する期日までに学長に提出しなければならない。

(許 可)

第6 学長は、第5による受講手続を完了した者に、受講を許可する。

(受講の中止)

第7 受講者は、やむを得ず認定プログラムの受講を中止することとなった場合は、別記様式第2号の「認定プログラム受講中止届」を学長に提出しなければならない。

2 受講者は、前項の受講中止届を提出した時点で、同プログラムを受講できず、又再び同プログラムへの受講申請はできない。

(認定証の授与)

第8 学長は、修了に必要な所定の単位等を修得した者に「認定証」を授与する。

2 「認定証」の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第3、第4、第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の第2、第3、第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要項は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前に入学した者については，改正後の第 2，第 3，第 4 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表 1（第 2 関係）

（20 頁参照）

別表 2（第 3 関係）

（21 頁参照）

別表 3（第 4 関係）

（22 頁参照）

年 月 日

認定プログラム受講申請書

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

_____ プログラムを受講したいので申請します。

実習責任教員	
--------	--

備考 規格は、A4とする。

年 月 日

認定プログラム受講中止届

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

許可を受け受講していました _____ 認定プログラムを
下記の理由により受講を中止したいのでお届けします。

記

実習責任教員	
--------	--

備考 規格は、A4とする。

認 定 証

所 属

氏 名

生年月日

年 月 日

上記の者は、本学において「
認定プログラム」の教育課程を修めましたの
で、「
」を認定します。

年 月 日

鳴 門 教 育 大 学 長

印

10 学校教員養成プログラム及び資格取得プログラム受講者の学部において開設する教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目の履修に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号）第6条の2第4項及び第6条の4第3項の規定に基づき、鳴門教育大学大学院学校教育研究科の学校教員養成プログラム受講者及び資格取得プログラム受講者の鳴門教育大学学校教育学部において開設する教育職員免許状授与の所要資格を得るための授業科目（以下「免許科目」という。）の履修に関し必要な事項を定める。

(履修制限)

第2条 履修することができる免許科目は、原則、学校教員養成プログラム受講者にあつては、受講するプログラム種別の免許科目とし、資格取得プログラム受講者にあつては、許可を受けた免許科目とする。

(主免教育実習)

第3条 受講者（学校教員養成プログラムのうち特別支援学校教員養成プログラム受講者を除く。）の学校教育学部の「主免教育実習」の受講資格は、第2年次の8月20日までに、受講するプログラム種別の教育職員免許状の種類により教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第一（第5条、第5条の2関係）に規定する単位のうち、「教育実習」を除く次の表に定める単位を修得した者（修得見込みの者を含む。）で、「ふれあい実習・附属校園観察実習」の単位を修得しており、かつ、「主免教育実習事前事後指導」を履修中の者とし、学校教育学部教務委員会において受講者を決定するものとする。この場合において、免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第2条第1項表備考第11号から第13号及び第3条第1項表備考第6号の規定に基づき、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者については、それぞれの科目の単位数を修得単位として扱うものとする。

免許状の種類 必要単位数		幼稚園教諭 一種免許状	小学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	備 考
区 分 別	第2欄	10	20	18	区分別単位数を修得したうえで、第2欄～第6欄から合計欄記載単位数を修得していること。
	第3欄～第6欄	14	18	18	
合計		34	39	39	

備考 上表「第2欄」～「第6欄」は、免許法施行規則第2条表、第3条表及び第4条表に規定する科目区分をいう。

2 特別支援教育実習の受講資格は、学校教員養成プログラムのうち特別支援学校教員養成プログラム受講者で、第2年次の8月20日までに、免許法別表第一（第5条、第5条の2関係）に規定する単位のうち、特別支援教育に関する科目の中から、12単位以上を修得している者とする。

(実施細目)

第4条 この細目に定めるもののほか、受講者の授業科目履修に関し必要な事項は、大学院学校教育研究科教務委員会又は学校教育学部教務委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度に主免教育実習を受講する者は、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前に入学した受講者は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

11 大学院学生教育実習履修に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号）第6条第4項の規定に基づき、大学院学校教育研究科の学生（学校教員養成プログラム受講者及び資格取得プログラム受講者を除く。）（以下「大学院学生」という。）の鳴門教育大学学校教育学部教育実習科目の履修に関し必要な事項を定める。

(主免教育実習)

第2条 大学院学生の学校教育学部の「主免教育実習」の受講資格は、第2年次の8月20日までに、取得しようとする教育職員免許状の種類により教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第一（第5条、第5条の2関係）に規定する単位のうち、「教育実習」を除く次の表に定める単位を修得した者（修得見込みの者を含む。）で、「ふれあい実習・附属校園観察実習」の単位を修得しており、かつ、「主免教育実習事前事後指導」を履修中の者とし、学校教育学部教務委員会において受講者を決定するものとする。この場合において、免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第2条第1項表備考第11号から13号及び第3条第1項表備考第6号の規定に基づき、教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者については、それぞれの科目の単位数を修得単位として扱うものとする。

免許状の種類		区 分 別		合 計	備 考
		第2欄	第3欄～ 第6欄		
幼稚園教諭	一種免許状	16	29	45	区分別単位数を修得したうえで、第2欄～第6欄から合計欄記載単位数を修得していること。
	二種免許状	12	13	25	
小学校教諭	一種免許状	30	23	53	
	二種免許状	16	15	31	
中学校教諭	一種免許状	28	25	53	
	二種免許状	12	17	29	
高等学校教諭	一種免許状	24	31	55	

備考 上表「第2欄」～「第6欄」は、免許法施行規則規則第2条、第3条表及び第4条表に規定する科目区分をいう。

(特別支援教育実習)

第3条 大学院学生の学校教育学部の「特別支援教育実習」の受講資格は、原則として特別支援コース所属の大学院学生で、第2年次の8月20日までに、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を取得している者（取得見込みの者を含む。）で、免許法別表第一（第5条、第5条の2関係）に規定する特別支援教育に関する科目の単位のうち、特別支援教育に関する科目の中から、12単位以上を修得した者とする。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月14日から施行する。
- 2 大学院学生の教育実習履修に関する申合せ（平成17年4月15日学校教育学部教務委員会）は、施行日をもって廃止する。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 鳴門教育大学入学者の既修得単位の取扱いに関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第52条第4項及び第72条第4項の規定に基づき、鳴門教育大学の学部及び大学院に入学した者の既修得単位の取扱いについて、必要な事項を定める。

(認定の条件)

第2条 既修得単位の認定は、その授業科目の内容が学部及び大学院において開設している授業科目と同等のものであると認められ、かつ、その時間数が当該授業科目の時間数を下回らない場合に限り認定するものとする。

(認定の手続)

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学した年度の4月15日（後期入学者においては、10月15日。その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、土曜日に当たるときは前日とする。以下期日を定める場合は同じ。）までに学長に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定願（別記様式第1号）
- (2) 認定願授業科目概要（別記様式第2号）
- (3) 成績に関する証明書

(認定されるまでの扱い)

第4条 削除

(審査の方法)

第5条 審査は、当該授業科目を担当する教員が行うものとする。

2 前項の審査に当たっては、当該授業科目ごとに試験、口頭試問等を行うことができる。

(審査の報告)

第6条 当該授業担当教員は、審査の結果を既修得単位審査結果報告書（別記様式第3号）により4月30日（後期入学者においては、10月31日）までに学部又は大学院の教務委員会委員長に報告するものとする。

(認定機関)

第7条 既修得単位の認定は、学部においては学校教育学部教務委員会の議を、大学院においては大学院学校教育研究科教務委員会の議を経るとともに、教授会の意見を聴いて、学長が行うものとする。

(認定書の交付)

第8条 既修得単位の認定を受けた者には、単位認定通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(学籍簿への記入)

第9条 既修得単位の認定を受けた者の学籍簿には、当該授業科目の成績欄に「認定」と記入する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

既修得単位認定願

年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

学則第52条又は第72条第1項の規定に基づき下記単位を認定して下さるようお願いいたします。

記

本学の学部又は大学院の単位として認定を受けようとする授業科目，単位		本学の学部若しくは他の大学，短期大学又は本学の大学院若しくは他の大学院で修得した授業科目，単位	
授 業 科 目 名	単位	授 業 科 目 名	単位
計		計	
大学又は 大学院名	大 学 短期大学 大学大学院 年 月 日入学	学 部 研究科 年 月 日卒業・修了・退学	専 攻 学 科 専 攻 コース

学部はクラス担当教員印，
大学院はコース長又は分野責任者等印

備考 規格は，A4とする。

認定願授業科目概要

所 属

学籍番号

氏 名

本学の学部若しくは他の大学，短期大学又は本学の大学院若しくは他の大学院で修得した授業科目名	単位	時間数	授 業 科 目 の 概 要

（注）成績に関する証明書及び授業科目の概要について記載した書類の写し各1部を添付すること。

備考 規格は，A4とする。

既修得単位審査結果報告書

年 月 日

学校教育学部教務委員会委員長
大学院学校教育研究科教務委員会委員長 殿

授業担当
教員氏名

下記のとおり授業科目について審査したので報告します。

記

所 属 学 籍 番 号 氏 名					
本学学部又は大学院の単位として認定を受けようとする授業科目，単位			本学の学部若しくは他の大学，短期大学又は本学の大学院若しくは他の大学院で修得した授業科目，単位及び評価		
授 業 科 目 名	単位	判定欄	授 業 科 目 名	単位	評 価
		可・否			
		可・否			
		可・否			
		可・否			
		可・否			
		可・否			

備考 規格は，A4とする。

既 修 得 単 位 認 定 通 知 書

所 属

学籍番号

氏 名

本学の学部又は大学院の単位として認定をした授業科目，単位		
区 分	授 業 科 目 名	単 位
計		

上記のとおり認定する。

年 月 日

鳴 門 教 育 大 学 長

備考 規格は，A4とする。

13 鳴門教育大学大学院成績評価のガイドライン

(成績評価のガイドラインの趣旨)

- 1 鳴門教育大学大学院成績評価のガイドラインは、教員養成系大学大学院としての教育内容のさらなる充実を図るために、成績評価の観点、方法、基準等を定めるものである。

(成績評価の観点)

- 2 成績評価の観点は次のとおりとし、可能な限り多くの観点を組み合わせて行う。

(1) 修士課程

イ 関心・意欲・態度

- ・授業に主体的・積極的に参加しているか。
- ・自らの研究成果を省察し、改善しようとしているか。

ロ 内容理解

- ・授業内容を理解しているか。

ハ 表現・情報発信

- ・授業内容に関わる成果を表現できているか。
- ・授業内容を踏まえ、種々の課題に対応する方策を考え、表現できているか。

ニ 協働的に学ぶ資質・能力

- ・授業の内容に関わる諸活動に、協働して取り組んでいるか。

ホ その他

- ・授業担当者が独自に定める評価観点を満たしているか。

(2) 専門職学位課程

イ 関心・意欲・態度

- ・授業に主体的・積極的に参加しているか。
- ・教育実践を省察し、改善しようとしているか。

ロ 内容理解

- ・授業内容を理解しているか。

ハ 表現・情報発信

- ・授業内容に関わる成果を表現できているか。
- ・授業内容を踏まえ、種々の教育課題に対応する方策を考え、表現できているか。

ニ 協働的に学ぶ資質・能力

- ・授業の内容に関わる諸活動に、協働して取り組んでいるか。

ホ その他

- ・授業担当者が独自に定める評価観点を満たしているか。

(成績評価の方法)

- 3 成績評価の方法は、「鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程第11条」により、それぞれの授業形態、目標、内容に応じて、可能な限り多くの観点を組み合わせて行う。

(成績評価の基準)

- 4 成績評価の基準は、次のとおりとする。

評価	評価基準	適 用	
S	100点～90点	合格	到達目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている。
A	89点～80点	合格	到達目標を十分に達成している。
B	79点～70点	合格	到達目標を達成している。
C	69点～60点	合格	到達目標を最低限度達成している。
D	59点以下～	不合格	到達目標を達成していないので、不合格とし単位を与えない。

(成績評価の方法等の周知)

- 5 各授業科目の成績評価方法等は、シラバスに明記するとともに、各授業において到達目標と関連づけながら説明するものとする。

附 則

このガイドラインは、平成29年4月1日から実施する。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成31年4月1日から実施する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 成績評価の異議申立てに関する申合せ

成績評価の異議申立てに関しては、次のとおり申し合わせる。

(成績評価の異議申立て)

第1条 学生は、次の各号に該当すると判断した場合は、成績評価の異議申立て（以下「異議申立て」という。）を行うことができる。ただし、成績評価の基準又は方法に関する申立ては、この限りでない。

- (1) 成績の誤入力等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) 授業概要（シラバス）等に周知している成績評価の方法と明らかに異なった方法により評価されている疑義があると思われるもの

(成績評価確認依頼書の提出等)

第2条 学生は、異議申立てを行う場合、成績評価確認依頼書（別記様式第1号。以下「確認依頼書」という。）を教務部教務課へ提出するものとする。

- 2 異議申立期間は、成績の公表があった日から14日間（最終日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月28日から翌年1月3日までの日及び学長が特に指定する日に当たるときは、直前の平日までとする。以下期間を定める場合は同じ。）とする。

(確認依頼書に対する授業担当教員の措置)

第3条 教務部教務課は、学生から確認依頼書を受理したときは、授業担当教員に速やかに連絡するものとする。

- 2 授業担当教員は、確認依頼書に対し、次のとおり速やかに対応するものとする。
 - (1) 確認依頼書が妥当と判断した場合、教務部教務課へ修正内容を書面（様式任意）により提出し、教務部教務課は、学生に対し、成績を修正することを口頭で回答する。
 - (2) 確認依頼書が不適と判断した場合、教務部教務課へ不適と判断した理由を書面（任意様式）により提出し、教務部教務課が学生に口頭で回答する。

(成績評価異議申立書の提出)

第4条 学生は、前条第2項第2号に規定する回答を不服とする場合は、成績評価異議申立書（別記様式第2号。以下「異議申立書」という。）を教務部教務課へ提出するものとする。

- 2 異議申立書の提出に当たって、学校教育学部学生はクラス担当教員又は指導教員の、大学院学校教育研究科の学生は研究指導教員、実習責任教員又はセンター担任（以下「クラス担当教員等」という。）の承認を得なければならない。ただし、クラス担当教員等が授業担当教員である場合は、学生が所属する専攻・コースの教員をもって代えることができる。

(異議申立書に対する教務委員会委員長等の措置)

第5条 教務部教務課は、学生から異議申立書を受理したときは、学校教育学部教務委員会委員長又は大学院学校教育研究科教務委員会委員長（以下「教務委員会委員長」という。）に速やかに連絡するものとする。

- 2 教務委員会委員長は、授業担当教員等と協議の上、回答を作成するものとする。

(異議申立書に対する回答)

第6条 異議申立書に対する回答は、教務部教務課が異議申立書を受理した日から起算して10日以内に教務委員会委員長が書面（任意様式）により行うものとする。

(異議申立期間等の例外)

第7条 専修所属分け決定、主免教育実習の受講資格認定及び卒業判定等の重要な事項に係る成績評価については、第2条及び前条の規定にかかわらず、早急に確認依頼書及び異議申立書に対する回答を行うものとする。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和元年12月13日から実施する。

令和 年 月 日

成績評価確認依頼書

学校教育学部教務委員会委員長
大学院学校教育研究科教務委員会委員長 殿

所属(コース等) _____

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

成績評価について、次のとおり確認をお願いします。

授業科目名			
授業担当教員		成績評価	
成績確認依頼の理由			

令和 年 月 日

成績評価異議申立書

学校教育学部教務委員会委員長 殿
大学院学校教育研究科教務委員会委員長

所属(コース等) _____
学 籍 番 号 _____
氏 名 _____

成績評価について、次のとおり異議申立てをします。

授業科目名			
授業担当教員		成績評価	
異議申立ての理由			

クラス担当教員等	
----------	--

15 鳴門教育大学大学院学校教育研究科における学部の授業科目の履修に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、鳴門教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第52号。以下「規程」という。）第6条第3項ただし書及び第4項の規定に基づき、鳴門教育大学大学院学校教育研究科の学生が鳴門教育大学学校教育学部（以下「学部」という。）において開設する授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(特別の事情)

第2条 規程第6条第3項ただし書に規定する特別の事情とは、現職教員の学生が、教育委員会の要請に基づき、新たな免許状の取得を必要とする場合とする。

2 前項に規定する特別の事情に該当し、かつ、履修制限の緩和を希望する者は、年度当初の履修登録期間内に別記様式により申請し、大学院学校教育研究科教務委員会の承認を得るものとする。

3 前2項の場合において、在学年限内で履修することができる授業科目の単位数は、46単位以内とする。

(履修科目の登録)

第3条 学部において開設する授業科目を履修しようとする者は、履修登録期間内に、当該年度又は学期に履修しようとする授業科目をWeb（教務システム）から各自で入力し、登録するものとする。ただし、履修登録に変更がある場合は、履修登録変更期間内に所定の様式により教務部教務課へ届け出るものとする。

(履修を許可しない授業科目)

第4条 履修を許可しない授業科目については、別に定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から実施する。

2 平成27年度に入学した者については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第2条第2項関係）

年 月 日

学校教育研究科長 殿

専攻	コース
学籍番号	
氏	名

鳴門教育大学大学院学校教育研究科における学部の授業科目の履修に関する内規第2条の規定に基づき、履修制限の緩和を許可願います。

【取得しようとする免許状】（ ）

（注）教育委員会の同意書（様式任意）を添付すること。

コース長又は 分野責任者等	
------------------	--

16 気象警報等発令時及び交通機関の不通時の授業休講について

徳島・鳴門に「暴風警報と大雨警報」,「暴風警報と洪水警報」若しくは「大雪警報」(以下「気象警報」という。)が発令された場合,特別警報が発令された場合又は徳島県内のＪＲ線,徳島バス及び鳴門市地域バスの全て(以下「交通機関」という。)が不通となった場合(交通ストライキを含む。)の授業休講については,次のとおり取り扱うものとする。

(気象警報等発令時)

第1 気象警報又は特別警報が午前7時現在発令中の場合は,第1時限及び第2時限の授業を休講とし,午前11時現在においてもなお発令中の場合は,第3時限以後の授業も休講とする。

第2 授業開始後に気象警報が発令された場合は,その授業の次の時限から休講とし,特別警報が発令された場合は,直ちに休講とする。

(交通機関の不通時)

第3 交通機関が午前7時現在不通の場合は,第1時限及び第2時限の授業を休講とし,午前11時現在においてもなお不通の場合は,第3時限以後の授業も休講とする。

(その他)

第4 教育実習期間中は,当該校の指示による。

第5 この取扱いにより難しい場合は,学長の判断により措置する。

附 則

この改正は,平成26年4月1日から実施する。



国立大学法人
鳴門教育大学

〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748番地
<https://www.naruto-u.ac.jp/>